

次期横須賀子ども未来プラン (素案)

(構成)

第1章 横須賀子ども未来プランについて

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プランの対象と期間
- 3 他計画との関係

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

- 1 人口の推移
- 2 少子化の状況
- 3 子どもを取り巻く状況
- 4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況

第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性

- 1 子ども・子育て支援を進めるための基本的な視点
- 2 基本的な視点を踏まえたプランの方向性

第4章 具体的な施策

- 1 施策体系
- 2 施策
- 3 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

第5章 プランの達成状況の点検及び評価

- 1 プランの実施体制
- 2 プランの進捗状況の把握

第1章 横須賀子ども未来プランについて

1 プラン策定の趣旨

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から少子化が進行し、平成 29（2017）年の合計特殊出生率は 1.43 と、平成 17（2005）年の 1.26 からは回復傾向にあるものの、依然として人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

このような状況の下、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連三法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善」「地域における子ども・子育て支援の充実」を柱として、社会全体で子育てを支えることを通じて、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、平成 26（2014）年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法について、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和6（2024）年度末まで10年間の延長がなされました。

本市においては、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための計画として、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17（2005）年度から平成 21（2009）年度を計画期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」、また平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度を計画期間として青少年に関する施策についても盛り込んだ「よこすか次世代育成プラン」を策定し、計画に基づき施策を推進してきました。

さらに、平成 27（2015）年度にスタートした子ども・子育て支援法、10年間延長された次世代育成支援対策推進法に基づき、青少年施策を加えた平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度を計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を策定し、施策を推進してきました。

このように本市では子ども・子育て支援施策を推進してまいりましたが、依然として少子高齢化を伴う人口減少は解消されず、待機児童や小1の壁、児童虐待など多くの課題が残されています。

（仮称）第2期横須賀子ども未来プランでは、第1期計画を踏まえ、新たなニーズを汲み取りながら、子ども・子育て支援をさらに充実し、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、子育て家庭が子育てについて安心感や充足感を得られるような環境づくりを進めます。

2 プランの対象と計画年度

（1）プランの対象

本プランは子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、青少年に関する施策を併せ持った内容であるため、プランの対象は、出生前からおおむね 30 歳未満の子どもやその家庭及び青少年を対象とします。プラン上、「子ども」は0歳から 18 歳未満、「青少年」は中学1年生からおおむね 30 歳未満と捉えますが、「子ども」は0歳から小学校 6 年生までを、「青少年」は中学1年生から 22 歳までを施策の中心的な対象年齢と捉えます。

(2) プランの期間

本プランの期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とします。

3 他計画との関係

本プランは、横須賀市地域福祉計画、第1期横須賀市障害児福祉計画、（仮称）横須賀市放課後児童対策事業計画、（仮称）横須賀市社会的養護推進計画などの計画と調和を保ちます。

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

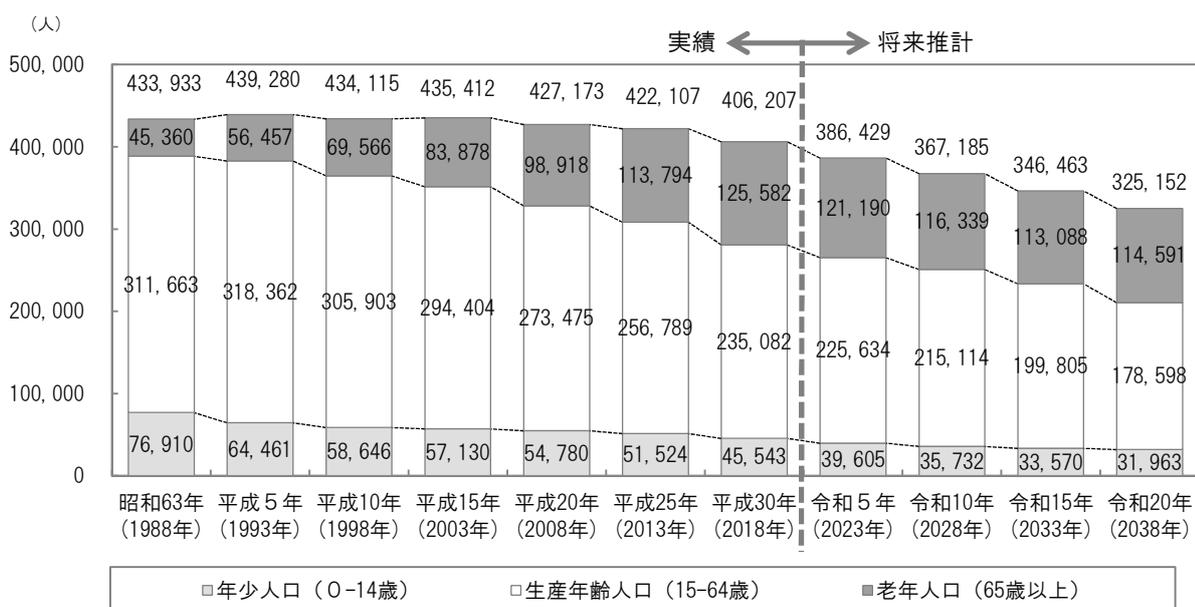
1 人口の推移

(1) 本市人口の推移

本市の総人口（住民基本台帳による人口）は、平成5年頃をピークに減少傾向にあります。平成30年には約40万6千人となっており、30年前の昭和63年と比較すると約2万8千人の減少となりました。また、年少人口（0歳から14歳）の推移をみると、昭和63年の約7万7千人から平成30年には約4万6千人まで減少し、本市において急速な少子化が進行しています。

将来の人口については、出生、死亡や人口移動について一定の仮定を設けて推計を行っています。その結果本市の総人口は、平成30年に約40万6千人でしたが、令和10年には約36万7千人に、さらに令和20年には約32万5千人まで減少すると推計しています。年少人口は、平成30年に約4万6千人でしたが、令和10年には約3万6千人に、さらに令和20年には約3万3千人に減少していくと推計しています。

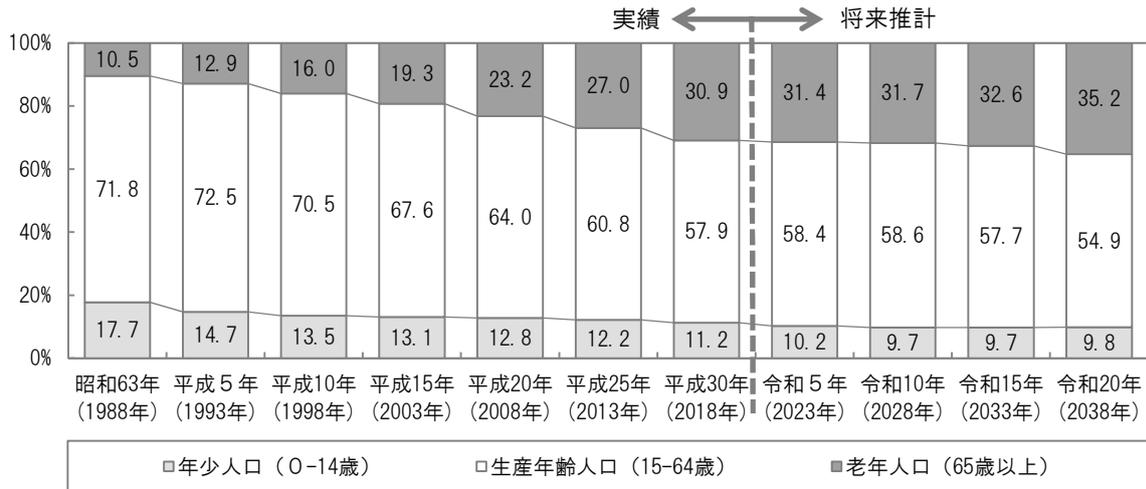
図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：昭和58年～平成10年度までは10月、平成15年～30年度は4月の住民基本台帳の状況を基に作成
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成

年齢を0歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3つに区分したときの各年齢区分の全体に対する割合の推移について、年少人口の割合は、昭和63年には17.7%でしたが平成30年には11.2%まで減少しました。また、生産年齢人口の割合も71.8%から57.9%へ急速に減少しています。さらに将来推計による年少人口割合は、平成30年の11.2%から令和5年には10.2%、令和20年には9.8%へと低下していくと推計しています。

図表 2-1-2 年齢3区分別人口の構成割合の推移

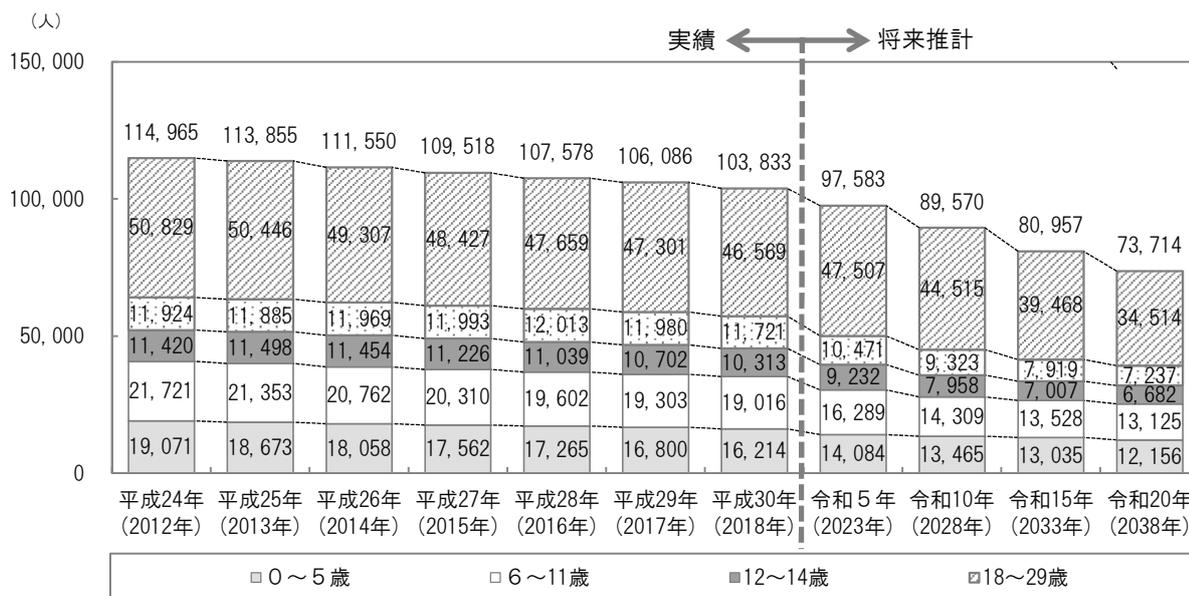


資料：昭和63年～平成10年度までは10月、平成15年～30年度は4月の住民基本台帳の状況を基に作成
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成

(2) 子ども・青少年人口の推移

本プランの対象となる子ども・青少年人口の推移は、0歳から5歳の就学前児童では、平成30年の約1万6千人から令和20年には約1万2千人に、6歳から11歳の就学児童では平成30年の約1万9千人から令和20年には約1万3千人に、子ども・青少年の総数では平成30年の約10万4千人から令和20年には、約7万4千人に減少していくと推計しています。

図表 2-1-3 子ども・青少年人口の推移



資料：各年4月の住民基本台帳の状況を基に作成

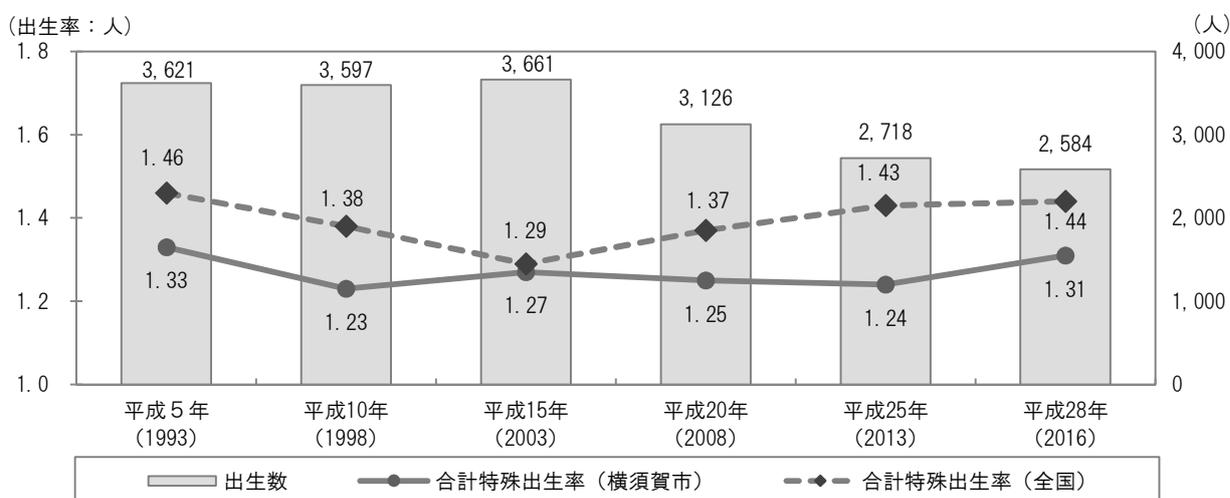
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」を基に作成

2 少子化の状況

(1) 出生数及び合計特殊出生率の低下

本市の出生数は、平成5年には3,621人でしたが、平成28年には2,584人となりました。平成5年から平成28年の23年間で出生数は28.6%減少しています。全国の合計特殊出生率は平成15年頃を底に平成28年には1.44まで回復していますが、本市の合計特殊出生率は全国の数値ほどには回復していません。平成15年の全国と本市の合計特殊出生率の差は0.02ポイントでしたが、平成28年には0.13ポイントの差が生じています。

図表 2-2-1 出生数と合計特殊出生率の推移

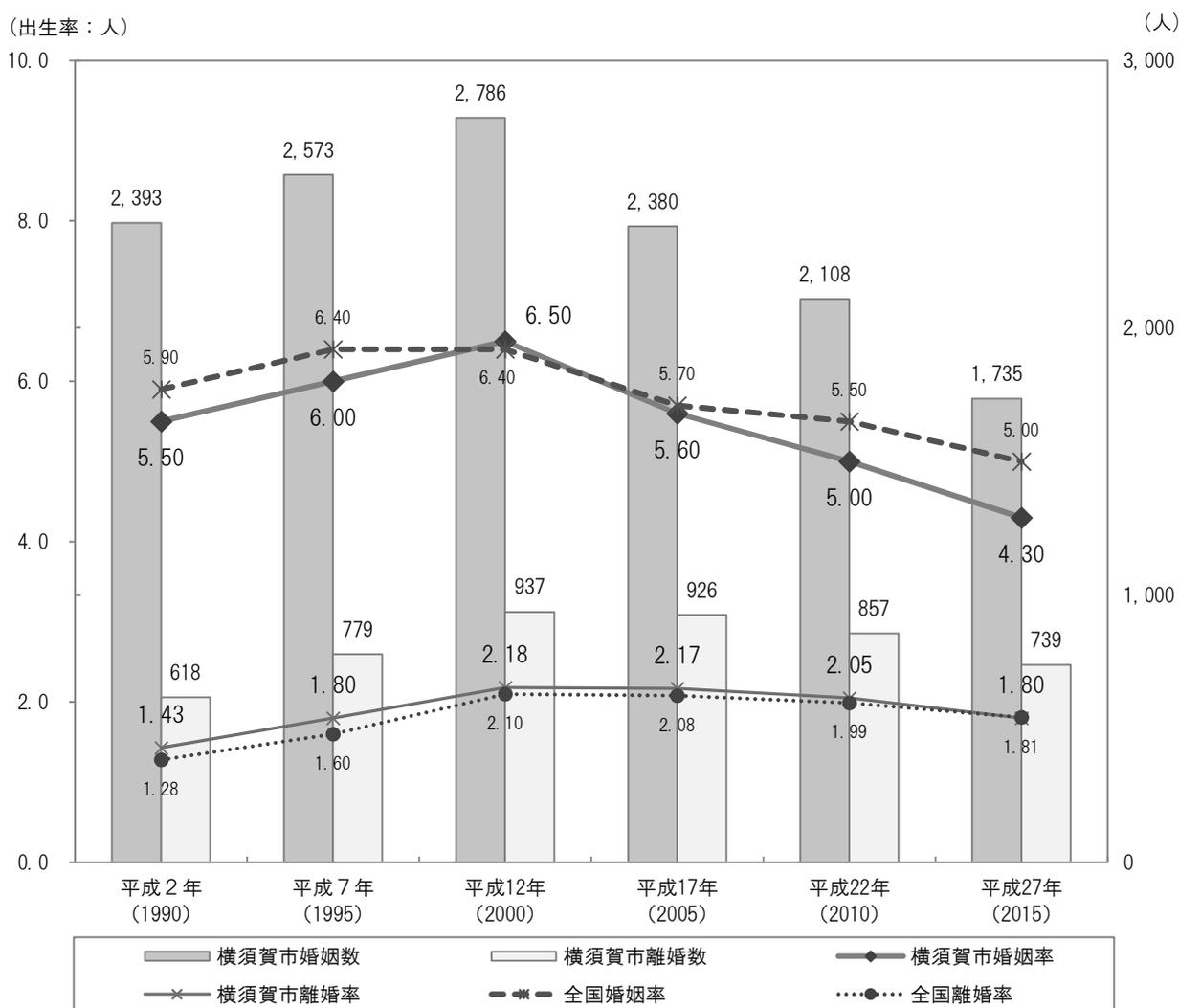


資料：「衛生年報」横須賀市健康部

(2) 未婚化、晩婚化の進行

出生数が減少し、少子化が進行した要因の一つとして婚姻件数の減少があげられます。本市の婚姻の動向として、平成12年の婚姻件数が2,786件でしたが、平成27年には1,735件に減少しています。また、人口千人当たりの婚姻率は平成12年から平成17年頃の間では全国の数値と同程度で推移していましたが、平成17年以降本市の数値が下回り、平成27年では国が5.0、本市が4.3で0.8ポイントの差が生じています。なお、離婚件数は、平成12年以降は緩やかに減少し、人口千人当たりの離婚率も国、本市とも緩やかに減少しています。

図表 2-2-2 婚姻数・婚姻率、離婚数・離婚率の推移

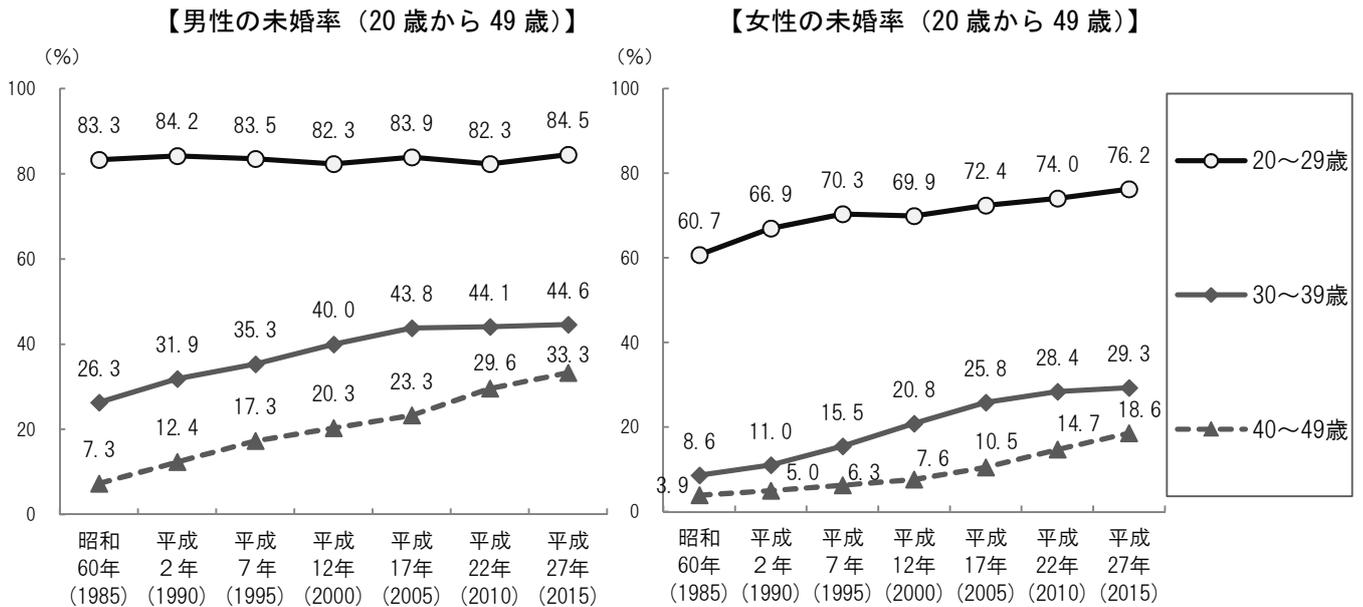


資料：「衛生年報」横須賀市健康部、「人口動態統計」厚生労働省

婚姻率の低下の要因に未婚率の上昇があげられます。未婚率の推移をみると、国、本市ともに女性に比べて男性の未婚の割合が高く、男性は30歳代、40歳代、女性では全ての年代で未婚率が上昇しています。

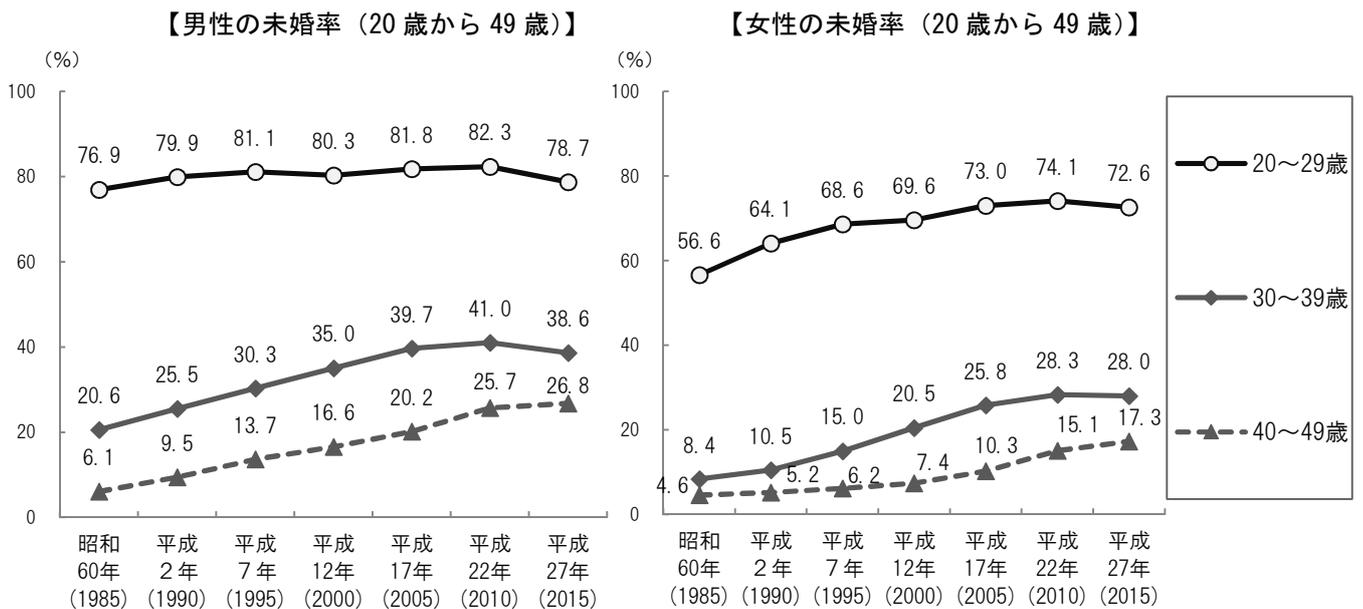
本市の平成27年の30歳代男性未婚率は44.6%に達しています。30歳代の女性の未婚率は、昭和60年と平成27年の比較で20.7ポイント上昇し、平成27年では29.3%となっています。

図表 2-2-3 男女別未婚率の推移（横須賀市）



資料：総務省 国勢調査

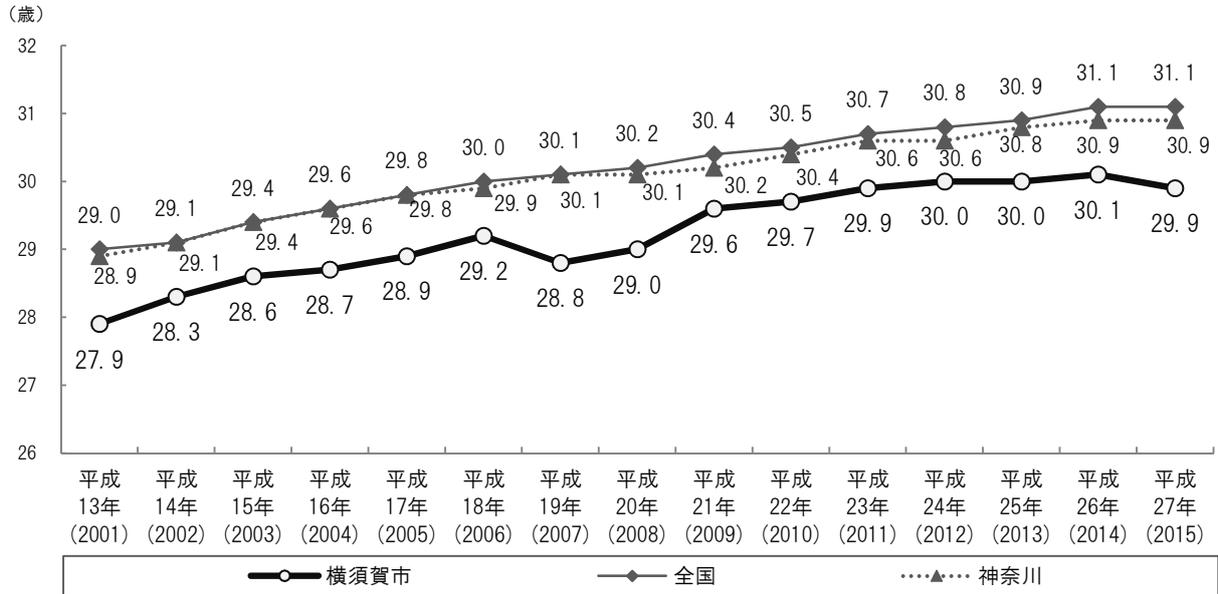
図表 2-2-4 男女別未婚率の推移（全国）



資料：総務省 国勢調査

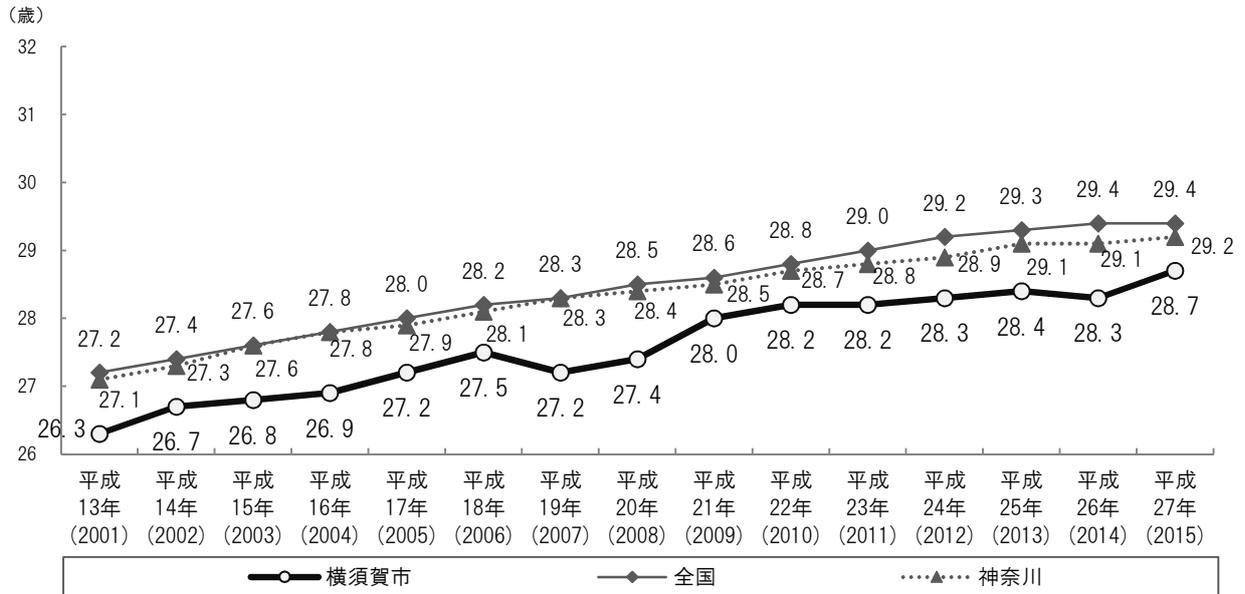
未婚率の上昇に伴い国、本市の平均初婚年齢（夫婦とも初婚）は男女ともに上昇しています。本市の平均初婚年齢は、男女ともに全国や県に比べ概ね1歳程度低く、平成27年には男性が29.9歳、女性が28.7歳となり、10年前の平成17年と比較すると、男性は1.0歳、女性は1.5歳平均初婚年齢が高くなり、男女ともに晩婚化が進んでいます。

図表 2-2-5 男性の平均初婚年齢（夫婦ともに初婚）



資料：衛生統計年報（神奈川県）

図表 2-2-6 女性の平均初婚年齢（夫婦ともに初婚）

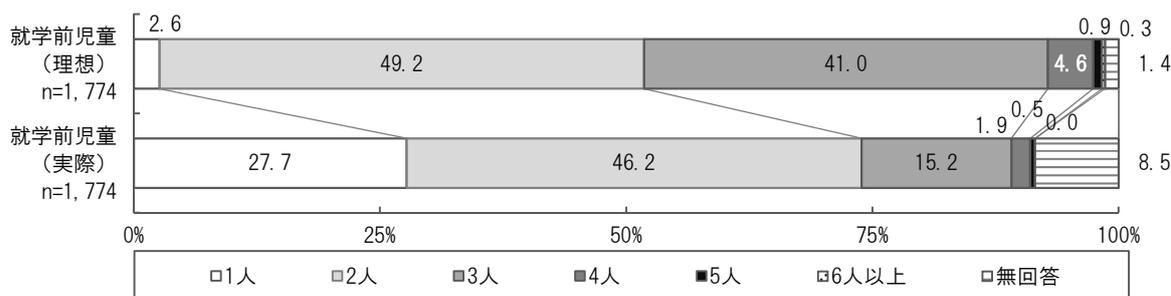


資料：衛生統計年報（神奈川県）

(3) 子どもの数に関する希望と実際

本市の「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」(以下、ニーズ調査という。)において、理想的な子どもの人数については、「2人」が最も高く、就学前児童 49.2%、小学生 44.7%となり、次いで「3人」が就学前児童 41.0%、小学生 42.5%となっています。また、理想的な子どもの人数と実際を比較すると、「3人」が理想では 41.0%ですが、実際は 15.2%にとどまっています。

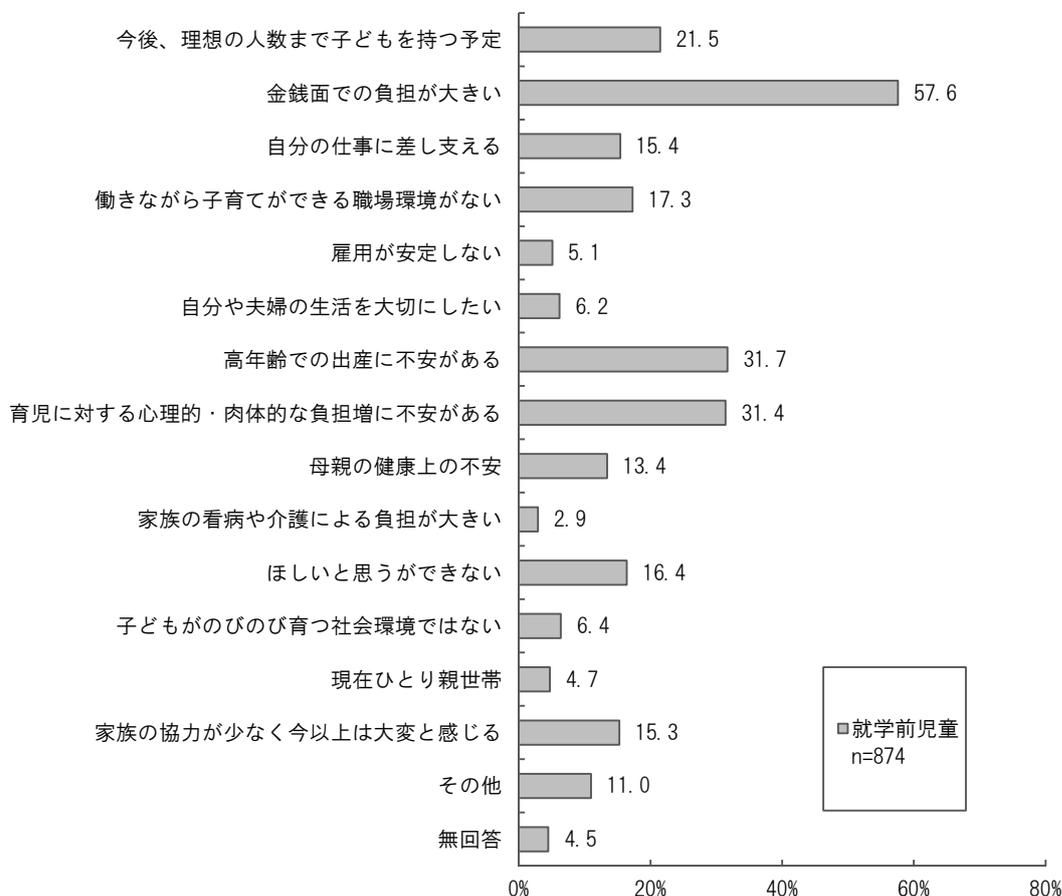
図表 2-2-7 実際の子どもの人数と理想的な人数の比較 (就学前児童)



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」

現在の人数が少ない理由については、「金銭面での負担が大きい」が 57.6%と最も高く、次いで「高年齢での出産に不安がある」が 31.7%となっています。

図表 2-2-8 現在の人数が少ない理由【複数選択可】(就学前児童)



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」

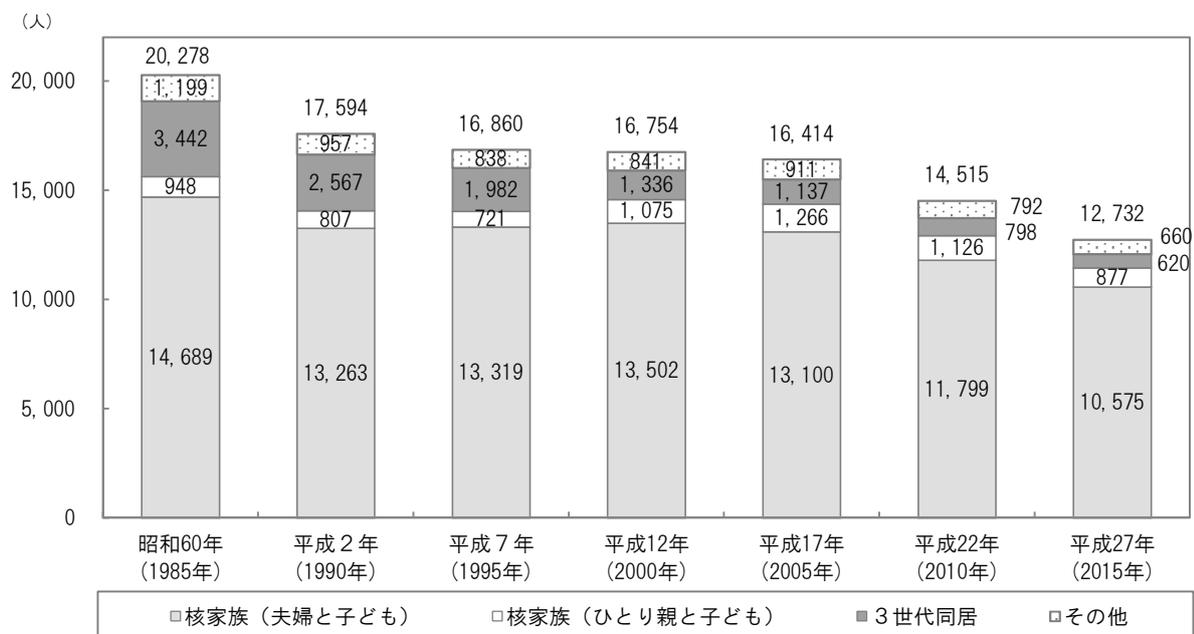
3 子どもを取り巻く状況

(1) 子育て世帯の減少

6歳未満の子どもを持つ世帯の数は、昭和60年から平成27年の30年間で約7,500世帯減少し、18歳未満の子どもを持つ世帯の数は、昭和60年から平成27年の間に約27,000世帯減少するなど、子どもを持つ世帯数は大きく減少しています。子育て世帯の数が減少することは、身近な地域に同じ年齢の子どもを持つ子育て世帯が減少することにつながり、大人との関わりや地域のつながりを持ちながら育ち、成長することが難しくなる要因になります。

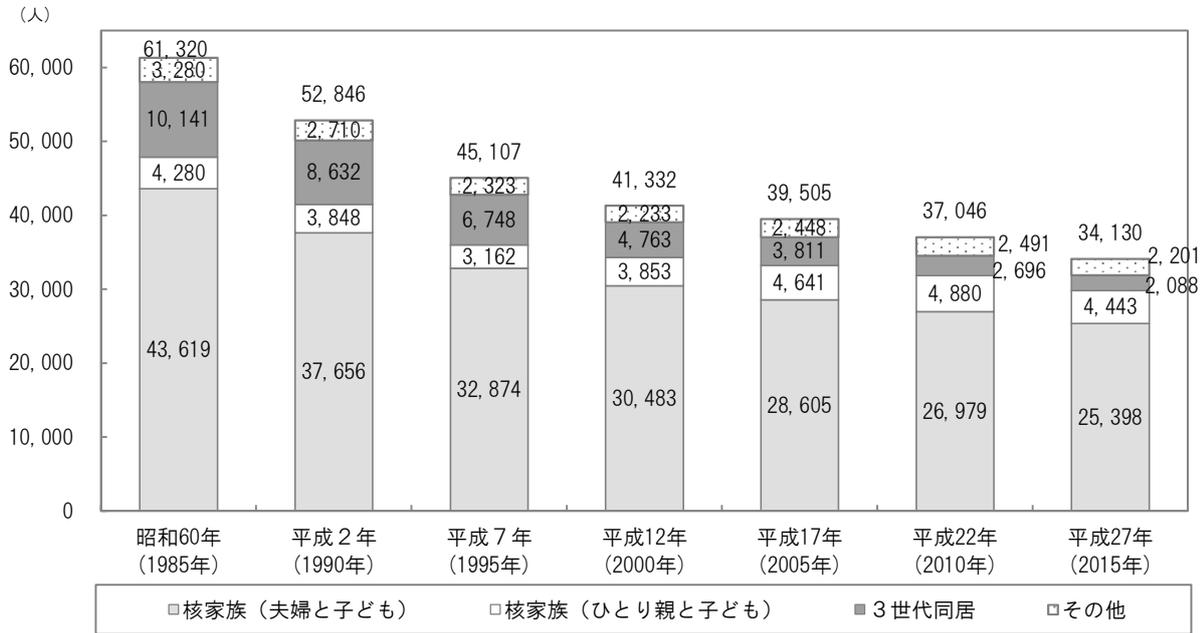
また、子育て世帯の家族構成として、核家族世帯の数が増加し祖父母、親、子どもが同居する3世代同居世帯の数は反対に減少するなど家族の規模が小さくなり、子育ての負担感や孤立感が高まる背景となっています。

図表 2-3-1 6歳未満の子どもを持つ世帯数等の推移



資料：国勢調査

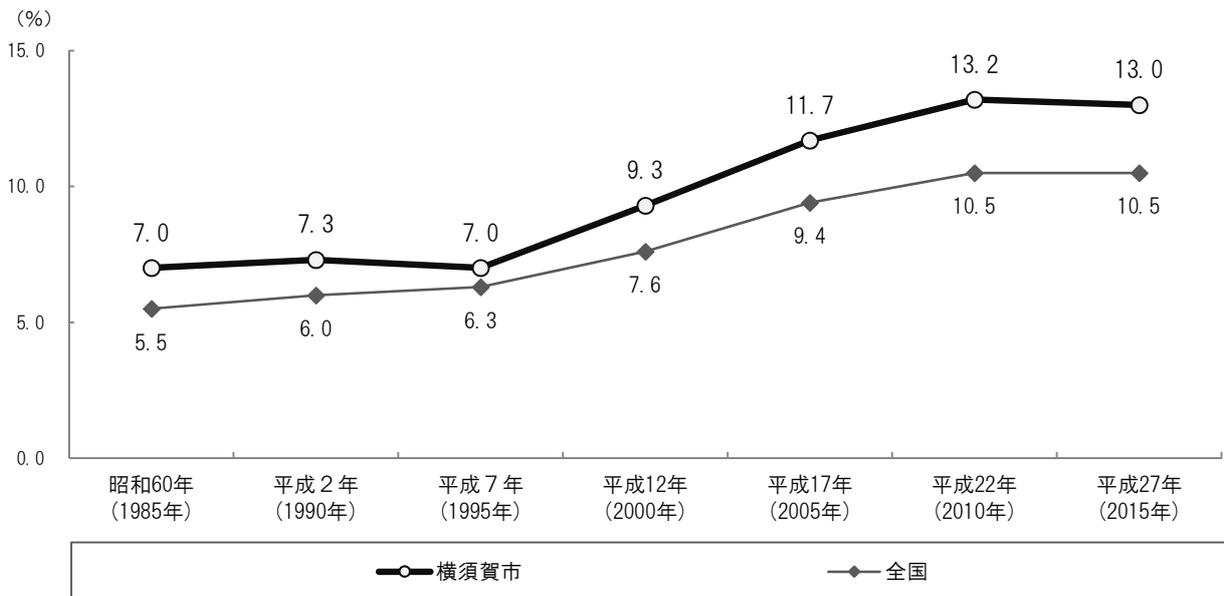
図表 2-3-2 18歳未満の子どもを持つ世帯数等の推移



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯におけるひとり親世帯の割合は、昭和60年の7%から平成27年の30年間で、約2倍となる13%となりました。また、全国の数値についても、同様に推移していますが、本市の数値と比較すると、2~3%程度低い傾向にあります。

図表 2-3-3 18歳未満の子どもがいる世帯におけるひとり親世帯の割合



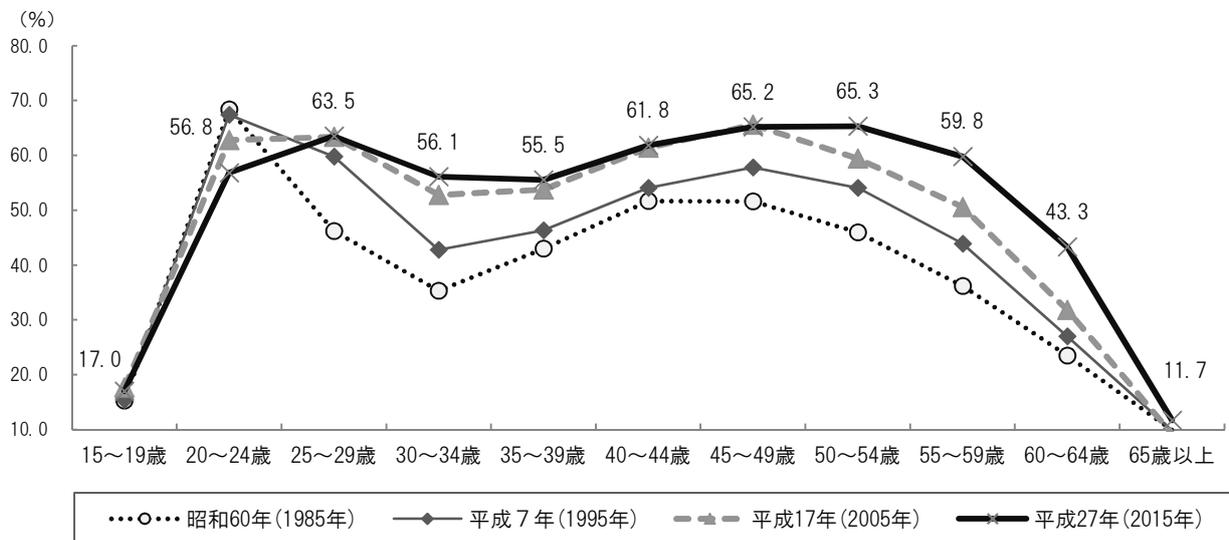
資料：国勢調査

(2) 共働き世帯の増加

我が国の女性の年齢別の就業率は、30歳代に底のあるM字カーブを描いています。これは結婚、出産、育児をきっかけに女性が仕事を辞め、就業率が落ち込むことが要因となっています。

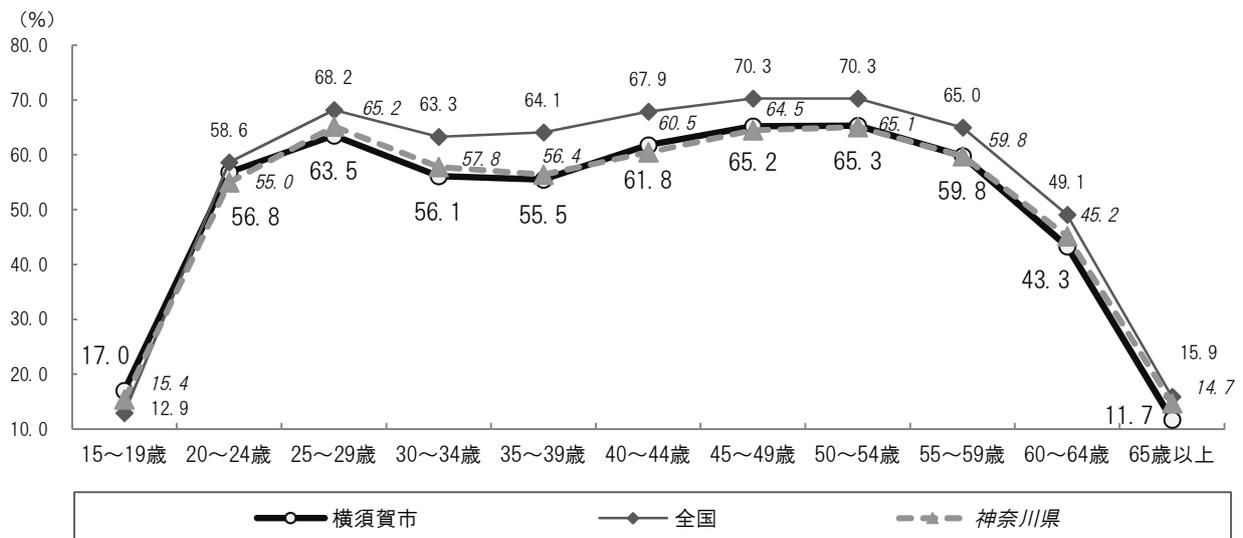
本市においても、女性の年代別の就業率はM字カーブを描いていますが、昭和60年から平成27年の変化を見ると、M字カーブの底が徐々に浅くなってきており、30歳代から40歳代を中心とする子育て世代においても就労する女性の割合が高まっていることを示しています。また、全国や神奈川県と比較すると、全国より下回っているものの、神奈川県とは同程度となっています。

図表 2-3-4 女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

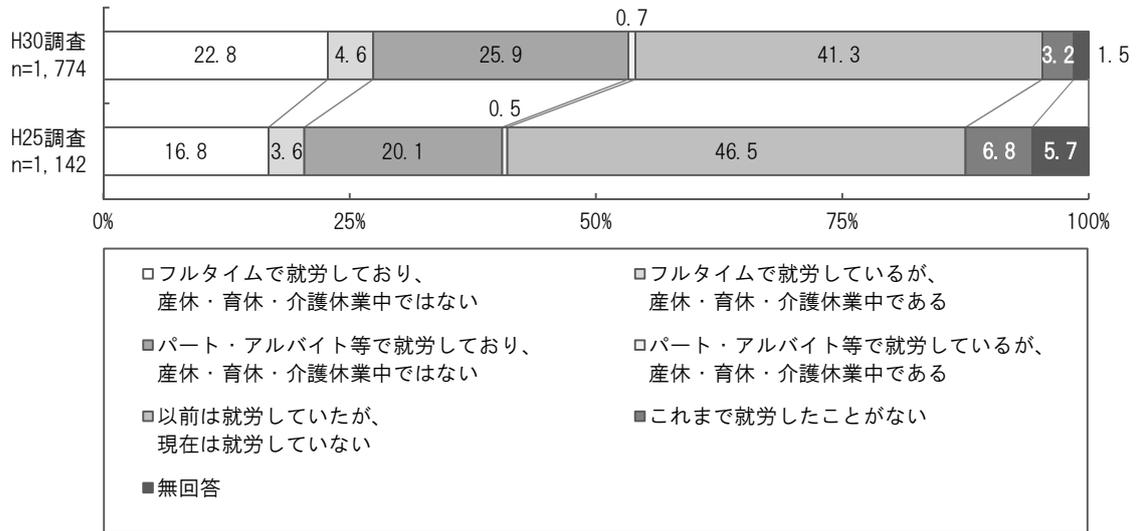
図表 2-3-5 女性の就業率の全国、県との比較（平成27年）



資料：国勢調査

子育てに関する金銭的な負担や、将来に対する不安等を背景に、就労する母親の割合が増加しています。ニーズ調査（就学前児童）によると、何らかの就労をしている母親の割合は、5年前と比較して13.0ポイント増加し、約54%になります。

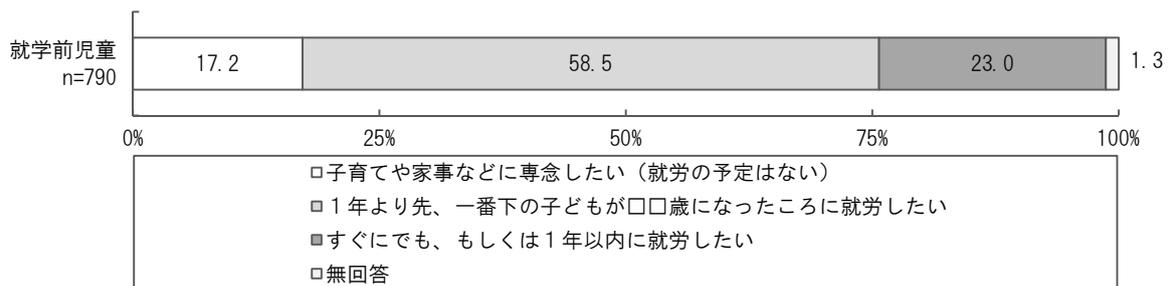
図表 2-3-6 母親の就労状況の変化（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

また未就労の母親のうち、今後就労を希望する割合は81.5%に上り、共働き世帯が今後も増加していくことが予測されます。

図表 2-3-7 未就労の母親の就労希望（就学前児童）

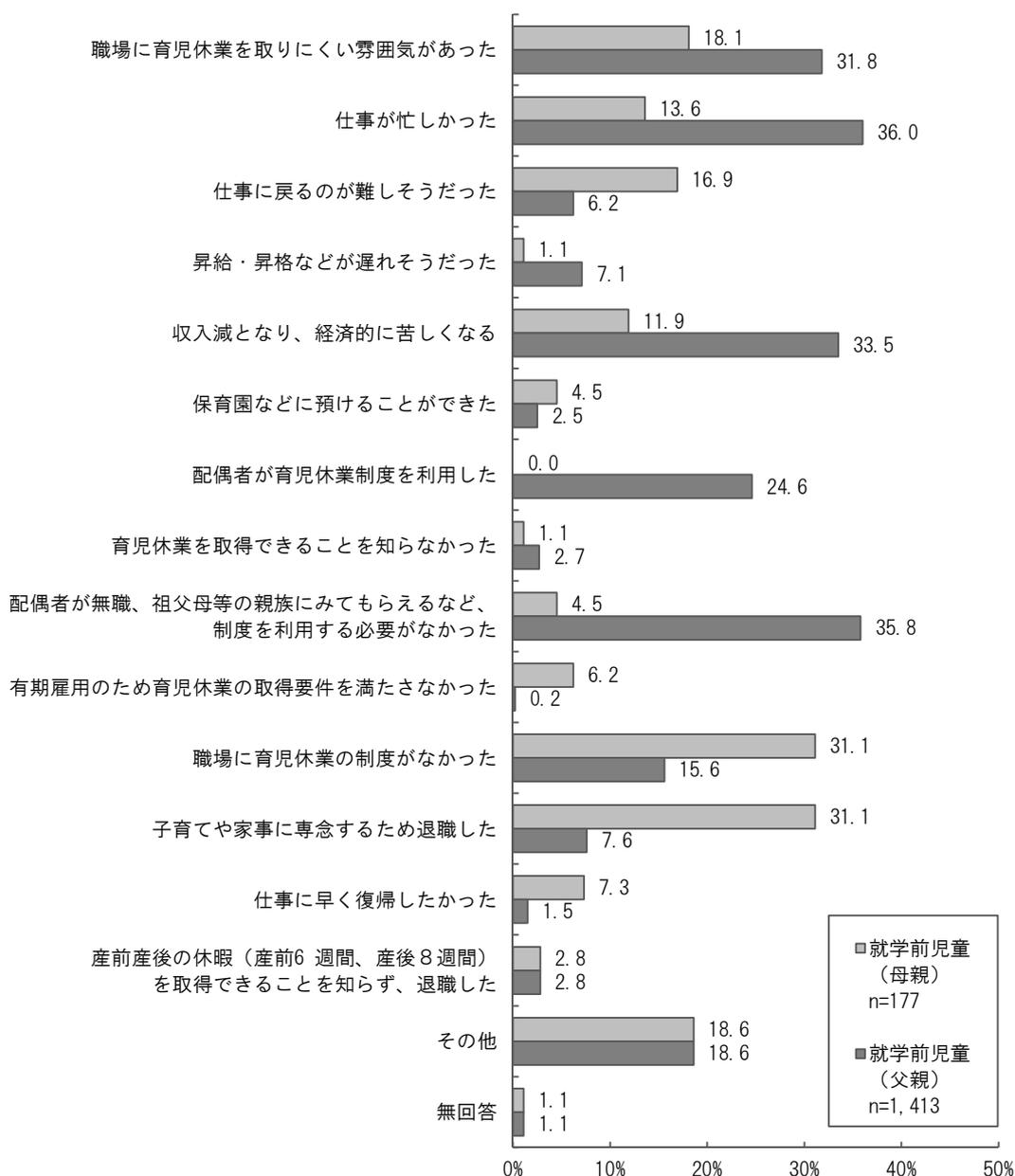


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

国では、男女ともに子育て等をしながら働き続けることのできる環境の整備を進めるため、育児休業制の充実と取得率の向上に向けた取り組みを進めていますが、実際に育児休業制度を利用することができない場合も存在しています。ニーズ調査（就学前児童）によると、何等かの形で母親が育児休業を取得した割合は 30.8%、育児休業を取得していない割合は 10.0%で、父親の場合、育児休業を取得した割合は 3.0%で、育児休業を取得していない割合は 79.7%でした。

育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」「子育てや家事に専念するため退職した」がともに 31.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 18.1%となっています。また、父親では「仕事が忙しかった」が 36.0%と最も高く、依然として育児休業を取得しにくい状況が存在しているものと思われます。

図表 2-3-8 育児休業を取得していない理由【複数選択可】（就学前児童）

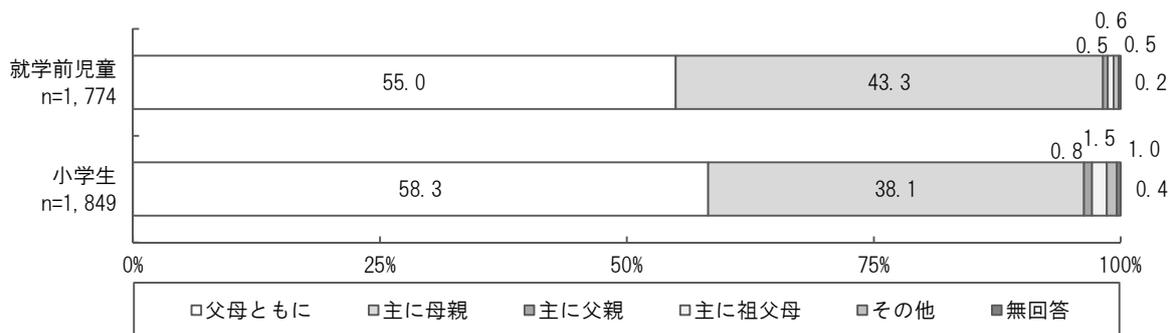


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

(3) 子育ての孤立化と負担感の増加

ニーズ調査（就学前児童・小学生）によると、子育てを主に行っている人については「父母ともに」が就学前児童 55.0%、小学生 58.3%、「主に母親」が就学前児童 43.3%、小学生 38.1%となっています。父母ともにと回答した割合が6割弱にとどまる背景には、父親の単身赴任、長時間労働等の就労状況や子育てに対する認識などにより、日常的に父親が子育てにかかわることが難しいという実態があるものと思われます。

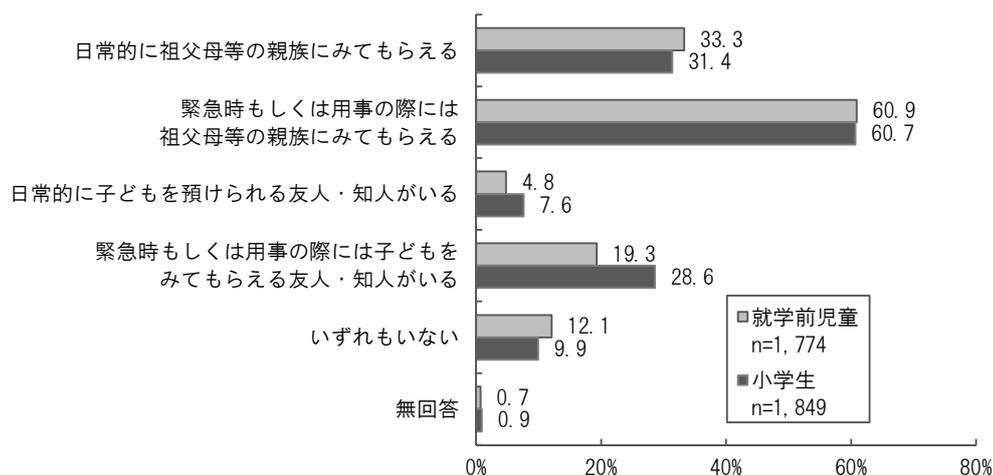
図表 2-3-9 子育てを主に行っている人



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

日常的あるいは緊急時に子どもをみてもらえる親族や知人の有無についてニーズ調査で尋ねたところ、そのような親族や知人がいないと回答した割合は、就学前児童調査で12.1%、小学生調査で9.9%となっており、身近な地域に子育てを支えあえるような祖父母や知人がいない世帯が1割前後存在しています。

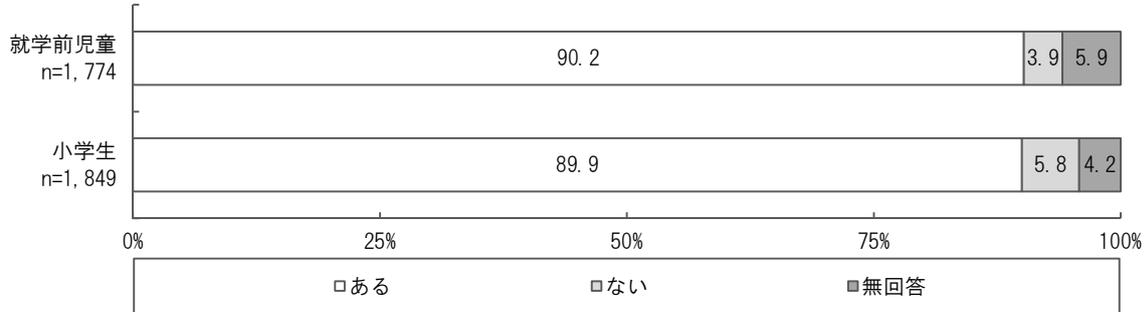
図表 2-3-10 親族・知人等協力者の状況【複数選択可】



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

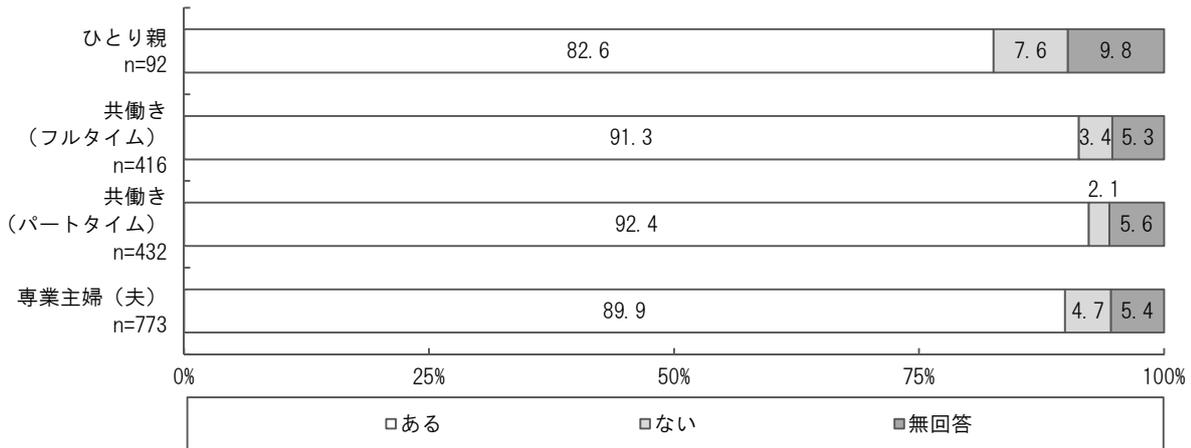
さらに、子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所があるかを尋ねたところ、就学前児童を持つ世帯の3.9%が気軽に相談できる人や場所がないと回答しました。その中でも、ひとり親世帯の7.6%は気軽に相談できる先がないと回答しています。小学生調査では、気軽に相談できる人や場所がないと回答した割合は全体の5.8%でした。

図表 2-3-11 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

図表 2-3-12 子育てに関して気軽に相談できる人や場所の有無（家庭類型別）（就学前児童）

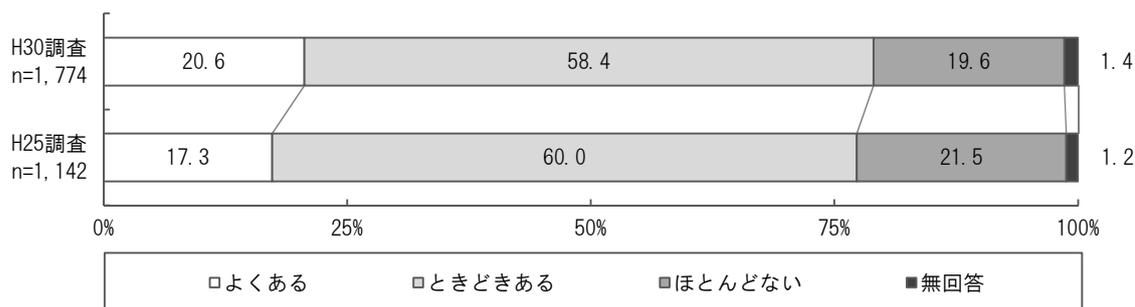


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

(4) 子育てに関する不安や悩み

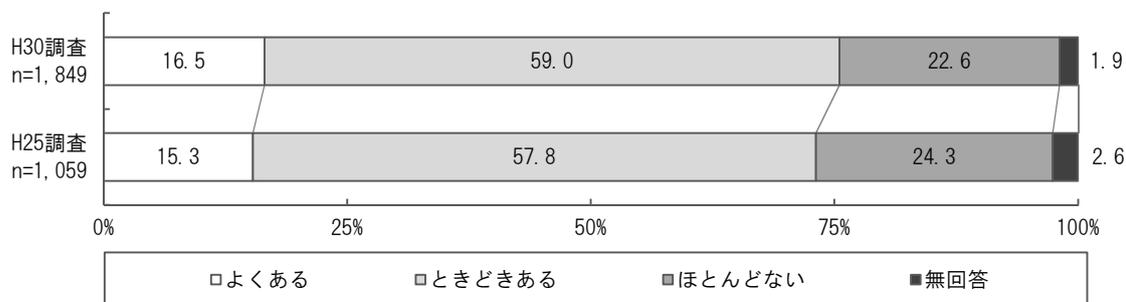
ニーズ調査によると、子育てをするうえで、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は、就学前児童を持つ世帯で 79.0%と、5 年前の調査と比較すると 1.7 ポイント増加しています。また小学生を持つ世帯では、不安やストレスが「よくある」「ときどきある」と回答した割合は 75.5%で、5 年前の調査と比較すると 2.4 ポイント増加し、子育てに関して不安や悩みを実感している世帯が増えていると思われます。

図表 2-3-13 子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成 25 年

図表 2-3-14 子育ての不安やストレスの有無（前回比較）（小学生）

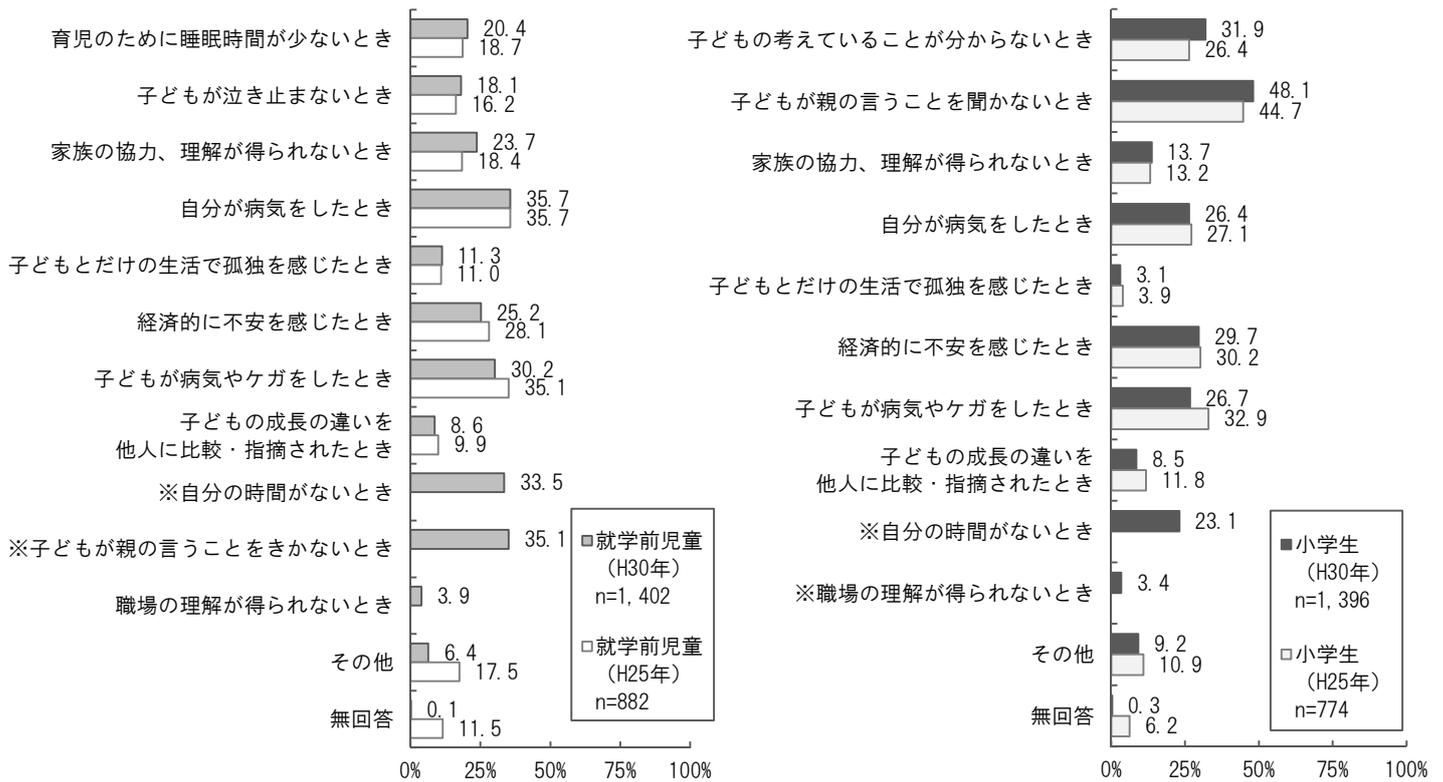


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年
「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成 25 年

子育ての不安やストレスの原因については、就学前児童では「自分が病気をしたとき」が35.7%と最も高く、次いで「子どもが親の言うことをきかないとき」が35.1%となっています。小学生では「子どもが親の言うことをきかないとき」が48.1%と最も高く、次いで「子どもの考えていることが分からないとき」が31.9%となっています。

また、前回調査と比較すると、就学前児童では「家族の協力、理解が得られないとき」が5.3ポイント高くなっており、小学生では「子どもの考えていることが分からないとき」が5.5ポイント高くなっています。

図表 2-3-15・2-3-16 子育ての不安やストレスの原因【3つまで選択可】



※「自分の時間がないとき」「子どもが親の言うことをきかないとき」については前回にはありません。

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年
 「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成25年

ニーズ調査によると、就学前の子どもを持つ保護者の子育ての悩みとして最も多かったのは「子育ての仕方（育児の方針、しつけ、叱り方等）」でした。子育ての仕方の具体的な内容としては、自身の子育て方法に対する不安や、食育についての苦労等があげられています。

また、「育児、家事、仕事の両立」の具体的な内容としては、仕事からの帰宅時間や職場から緊急時に駆けつけることの難しさ等があげられています。

図表 2-3-17 子育ての不安やストレスの有無（就学前児童）

順位	子育てをするうえでの悩み	割合 (%)
1	子育ての仕方（育児の方針、しつけ、叱り方等）	17.8
2	育児、家事、仕事の両立	9.8
3	子どもの居場所・遊び場が少ないこと	9.5
4	経済的な負担	9.3
5	子育てに関連する配偶者等の家族に関する悩み	7.5

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

小学生の子どもを持つ保護者の子育ての悩みとして最も多かったのは「経済的な負担」でした。子育ての仕方の具体的な内容としては、学童の費用負担や、将来必要になる教育費への不安等があげられています。

また、「子育ての仕方（育児の方針、反抗期の対応等）」の具体的な内容としては、兄弟それぞれへの接し方や不登校の問題等があげられています。

図表 2-3-18 子育ての不安やストレスの有無（小学生）

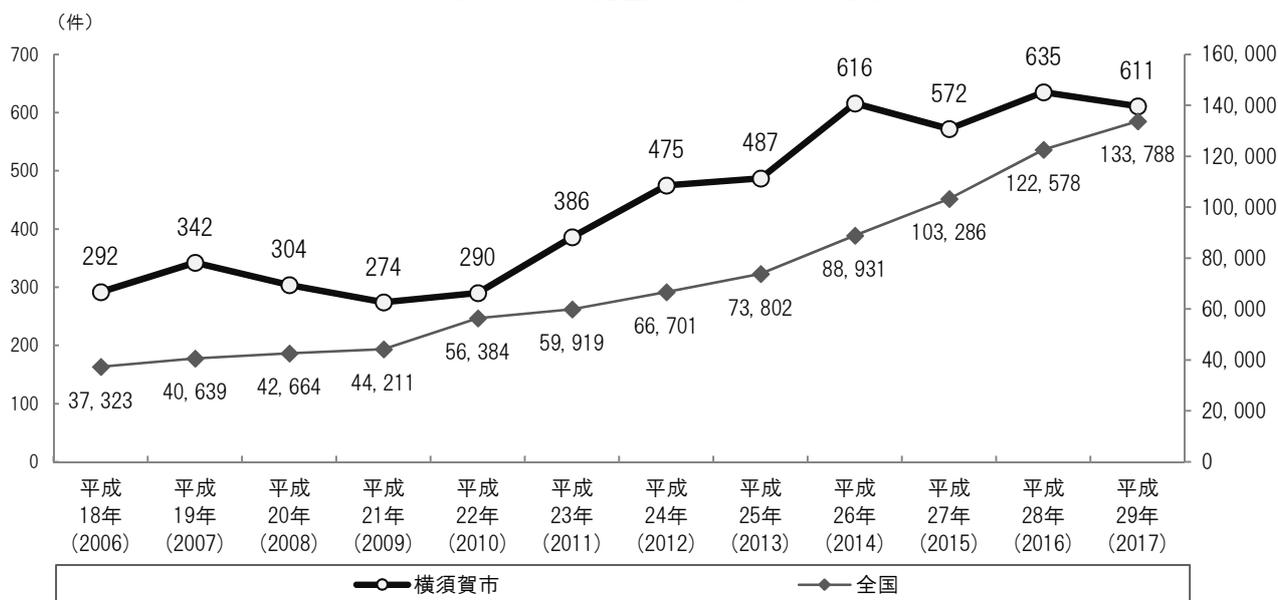
順位	子育てをするうえでの悩み	割合 (%)
1	経済的な負担	13.9
2	子育ての仕方（育児の方針、反抗期の対応等）	12.3
3	子どもの友人関係、いじめの不安	7.9
4	子供と向き合う時間が少ない	6.1
5	育児、家事、仕事の両立	5.7

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年

(5) 児童虐待相談件数の増加

本市が児童相談所を設置した平成 18 年度以降の本市の児童虐待相談受付件数を見ると、社会の児童虐待の意識の高まりや子育てに関わる不安やストレスなどにより増加傾向にあり、平成 29 年度では 611 件となっています。国の数値も本市同様に増加し、平成 29 年度では過去最高件数となりました。

図表 2-3-19 児童虐待相談件数の推移



資料：横須賀市は児童相談所事業概要、国は厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」

(6) 子どもの貧困

子どもの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図れるよう、平成 26 年 8 月 29 日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市では、実態を把握するため、小学 5 年生と中学 2 年生の児童・生徒及びその保護者を対象として「子どもの生活等に関するアンケート（以下、実態調査）」を行いました。

実態調査では、世帯収入により、概ね国の貧困線以下に相当する世帯を生活困難層Ⅰ、概ね国の貧困線は上回るものの、中央値以下に相当する世帯を生活困難層Ⅱと定義して集計したところ、生活困難層Ⅰが約 7%~9%、生活困難層Ⅱが 18%前後という結果となりました。

図表 2-3-20 生活困難層（3 区分）結果

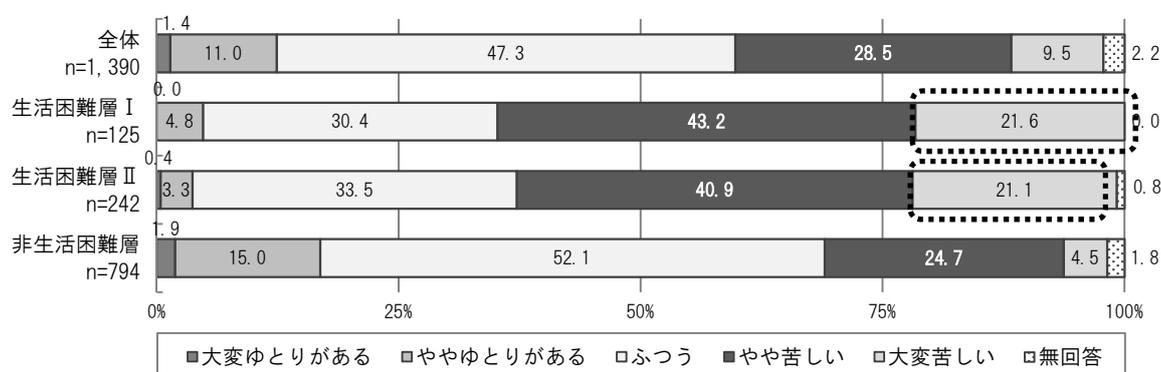
調査種別	全体	生活困難層Ⅰ	生活困難層Ⅱ	非生活困難層	判定不能
①小学 5 年生児童	1,382 件 100.0%	123 件 8.9%	242 件 17.5%	786 件 56.9%	231 件 16.7%
②小学 5 年生保護者	1,390 件 100.0%	125 件 9.0%	242 件 17.4%	794 件 57.1%	229 件 16.5%
③中学 2 年生生徒	967 件 100.0%	72 件 7.4%	177 件 18.3%	553 件 57.2%	165 件 17.1%
④中学 2 年生保護者	978 件 100.0%	72 件 7.4%	179 件 18.3%	560 件 57.3%	167 件 17.1%

※収入未回答等により区分できない世帯を「判定不能」としています。

資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成 30 年

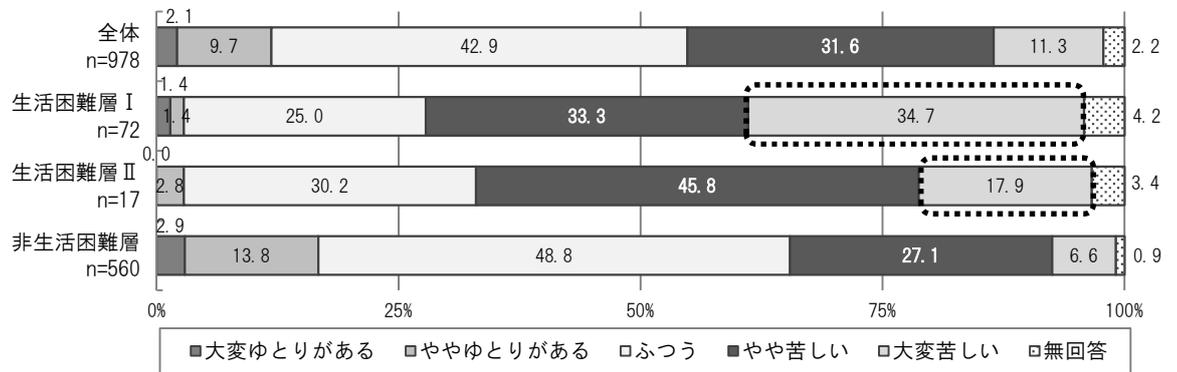
現在の暮らしの状況について、生活困難層Ⅰでは「大変苦しい」が、非生活困難層よりも約 17~28 ポイント高くなっているなど、生活困難層Ⅰ及びⅡにおいて「やや苦しい」「大変苦しい」の割合が高くなっており、家計の厳しさがうかがえます。

図表 2-3-21 現在の暮らしの状況（小 5）



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成 30 年

図表 2-3-22 現在の暮らしの状況（中2）



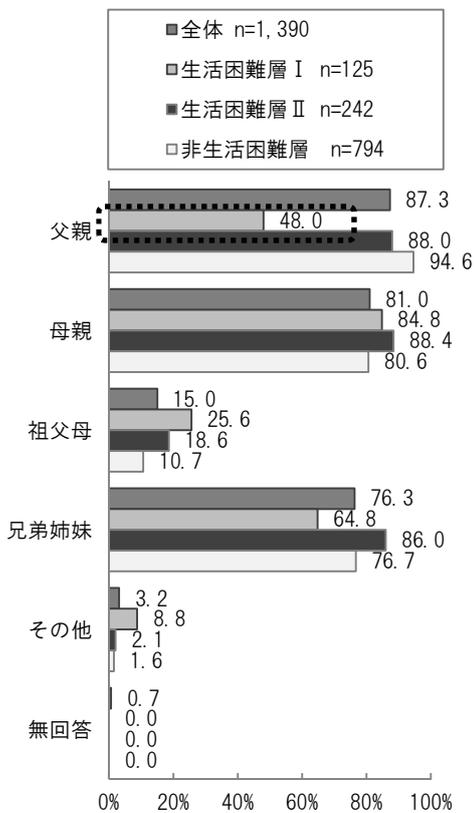
資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成30年

同居している家族について、生活困難層Ⅰでは、「父親」が小5で48.0%、中2で38.9%となっており、また、世帯人員についても、「2人」が小5で21.6%、中2で29.2%となっています。

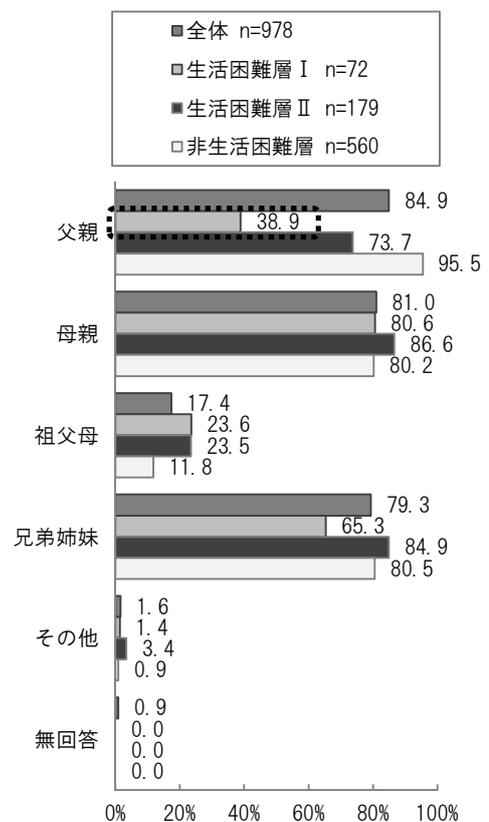
このことから、母子家庭・親一人子一人というような世帯が多いことがうかがえます。

図表 2-3-23・2-3-24 同居している家族

【小5】



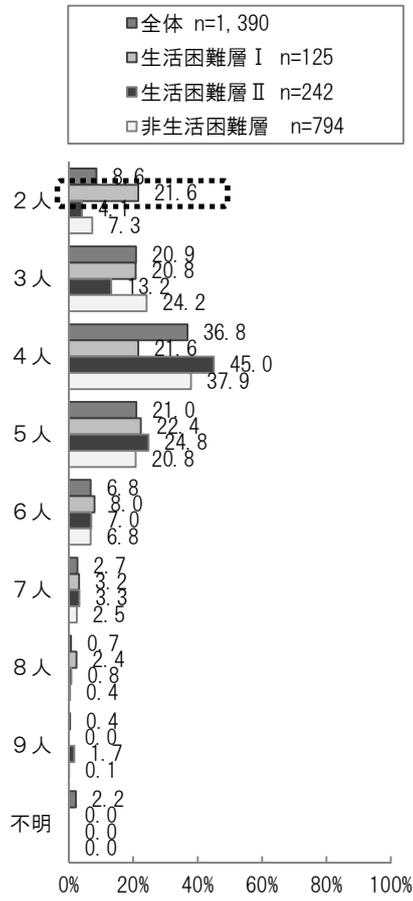
【中2】



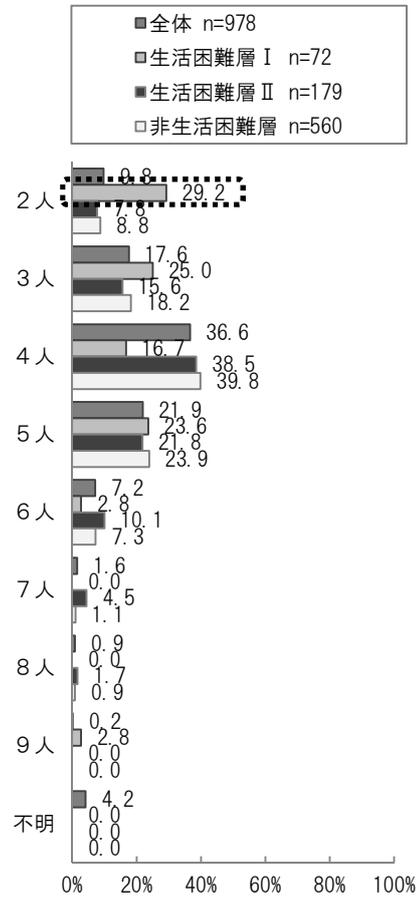
資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成30年

図表 2-3-25・2-3-26 同居している家族（世帯人員）

【小5】



【中2】



資料：「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート」平成30年

(7) 子育て支援に対する要望

ニーズ調査によると、子育てにとってどのような支援が有効かについて、就学前児童では「仕事と家庭生活の両立支援」が39.9%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」が38.1%、「保育サービスの充実」が36.4%となっています。

ニーズ調査の自由回答では、仕事と家庭生活の両立支援に関して、一時預かりの柔軟化や、病児・病後児保育への要望が多くみられました。また、「子どもの居場所や遊び場」に関する環境整備として、地域の公園の整備、公園の遊具の改善、屋内の遊び場の充実に関する要望が寄せられています。

図表 2-3-27 子育てにとってどのような支援が有効か【3つまで選択可】(就学前児童)

順位	子育てをするうえでの悩み	割合 (%)
1	仕事と家庭生活の両立支援	39.9
2	地域における子育て支援の充実	38.1
3	保育サービスの充実	36.4
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	32.6
5	小学校の放課後等の居場所の充実	31.5

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

子育てにとってどのような支援が有効かについて、小学生では「小学校の放課後等の居場所の充実」が42.8%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援」が37.4%、「子どもの教育環境」と「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」がともに30.3%となっています。

アンケートの自由回答では、放課後の居場所に関する要望として、学童クラブの運営支援を求める意見、学童クラブの保育料が高く利用できないという意見、夏休み・土日等の預かりの要望等が多くみられました。

図表 2-3-28 子育てにとってどのような支援が有効か【3つまで選択可】(小学生)

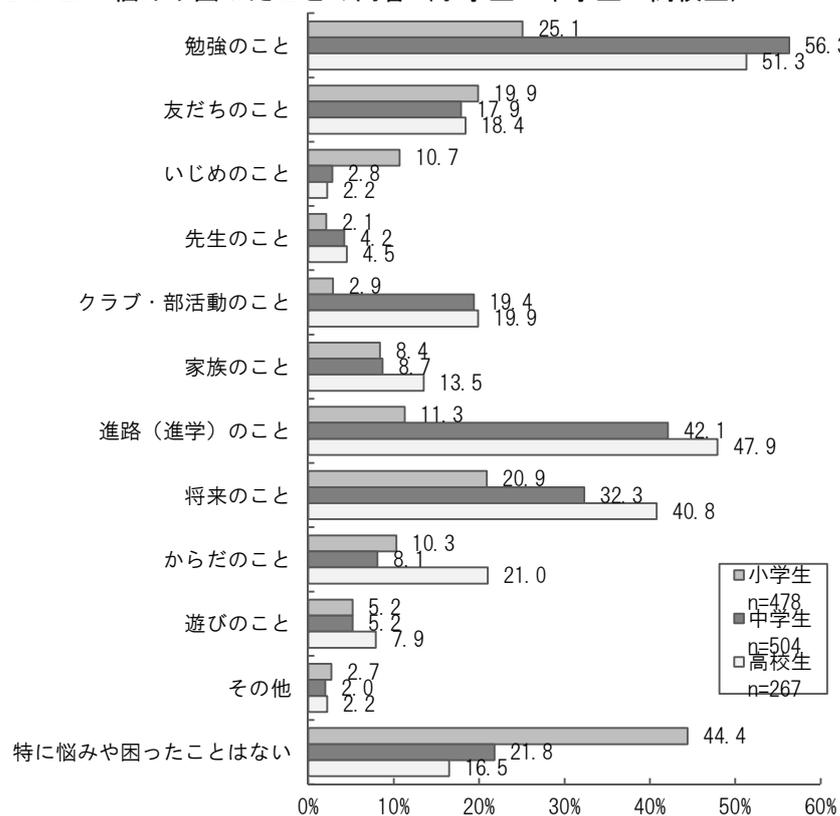
順位	子育てをするうえでの悩み	割合 (%)
1	小学校の放課後等の居場所の充実	42.8
2	仕事と家庭生活の両立支援	37.4
3	子どもの教育環境	30.3
4	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	30.3
5	地域における子育て支援の充実	28.4

資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成30年

(8) 青少年の悩み、将来に対する希望

小学生、中学生、高校生を対象とした横須賀市教育アンケート報告で、悩みや困ったことの内容について尋ねたところ、小学生では「勉強のこと」が25.1%、「将来のこと」が20.9%でした。中学生では「勉強のこと」が56.3%、「進路（進学）のこと」が42.1%でした。高校生では「勉強のこと」が51.3%、「進路（進学）のこと」が47.9%でした。

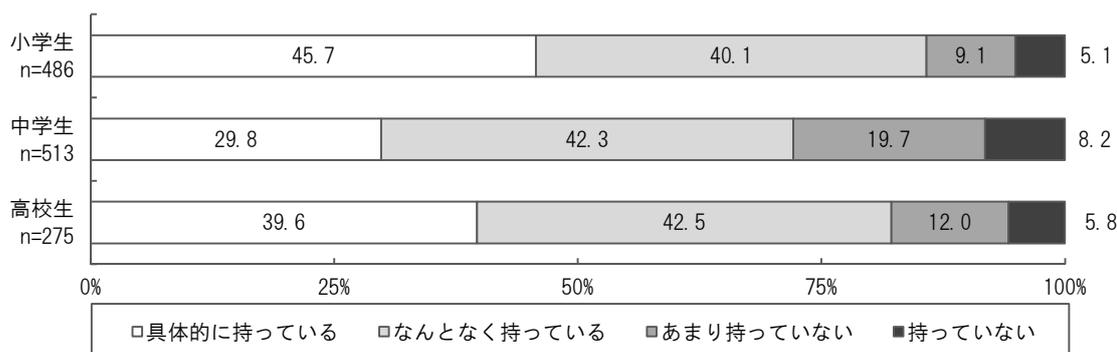
図表 2-3-29 悩みや困ったことの内容（小学生・中学生・高校生）



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」平成 29 年

また、自分の将来に対する希望を持っているかを尋ねたところ、小学生の 9.1%、中学生の 19.7%、高校生の 12.0%が「あまり希望を持っていない」と回答しています。

図表 2-3-30 自分の将来に対する希望（小学生・中学生・高校生）



資料：「横須賀市教育アンケート報告書（学校教育編）」平成 29 年

4 現在の子ども・子育て支援施策と利用状況

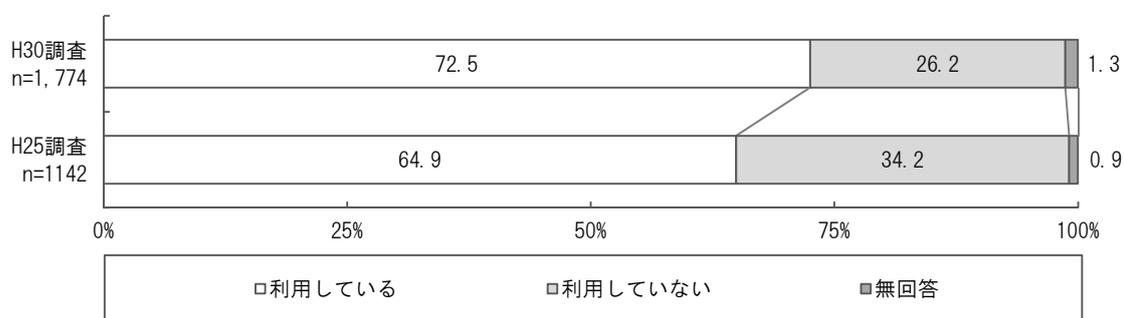
(1) 幼児期の学校教育・保育事業の利用状況

① ニーズ調査による教育・保育事業の利用状況

ニーズ調査（就学前児童）によると、幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用しているのは全体の 72.5%でした。5年前の調査と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用者は 64.9%から 7.6 ポイント増加しています。

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の事業の利用者のうち、幼稚園の利用者は 44.5%、認可保育所（保育所）は 30.3%、認定こども園は 18.5%でした。

図表 2-4-1 定期的な教育・保育事業の利用状況

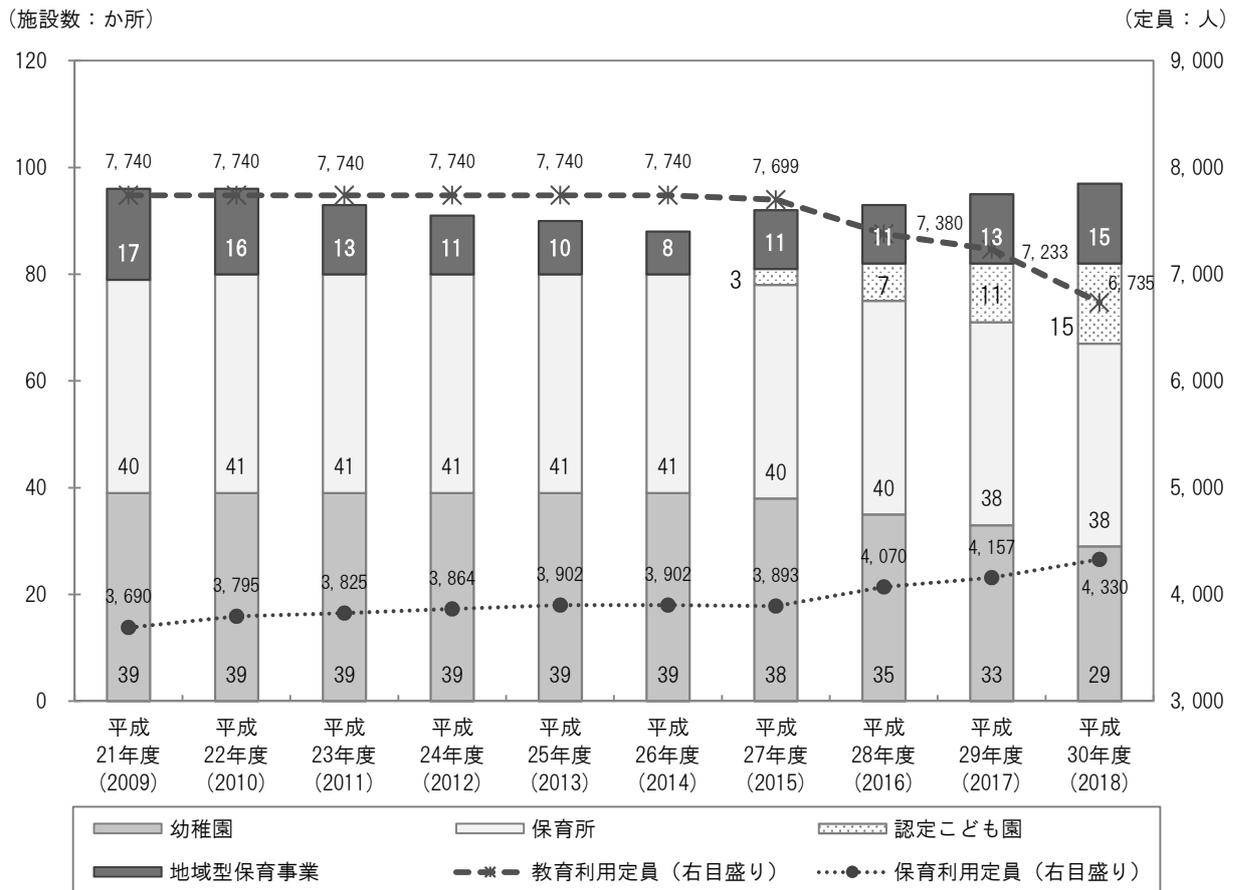


資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」平成 30 年
 「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査」平成 25 年

② 教育・保育施設等の設置状況

平成21年度から平成30年度の10年間で、640人の保育定員の拡充を進めました。また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度（横須賀子ども未来プラン）がスタートし、本市でも認定こども園の普及に努め、平成30年度では15か所設置しています。

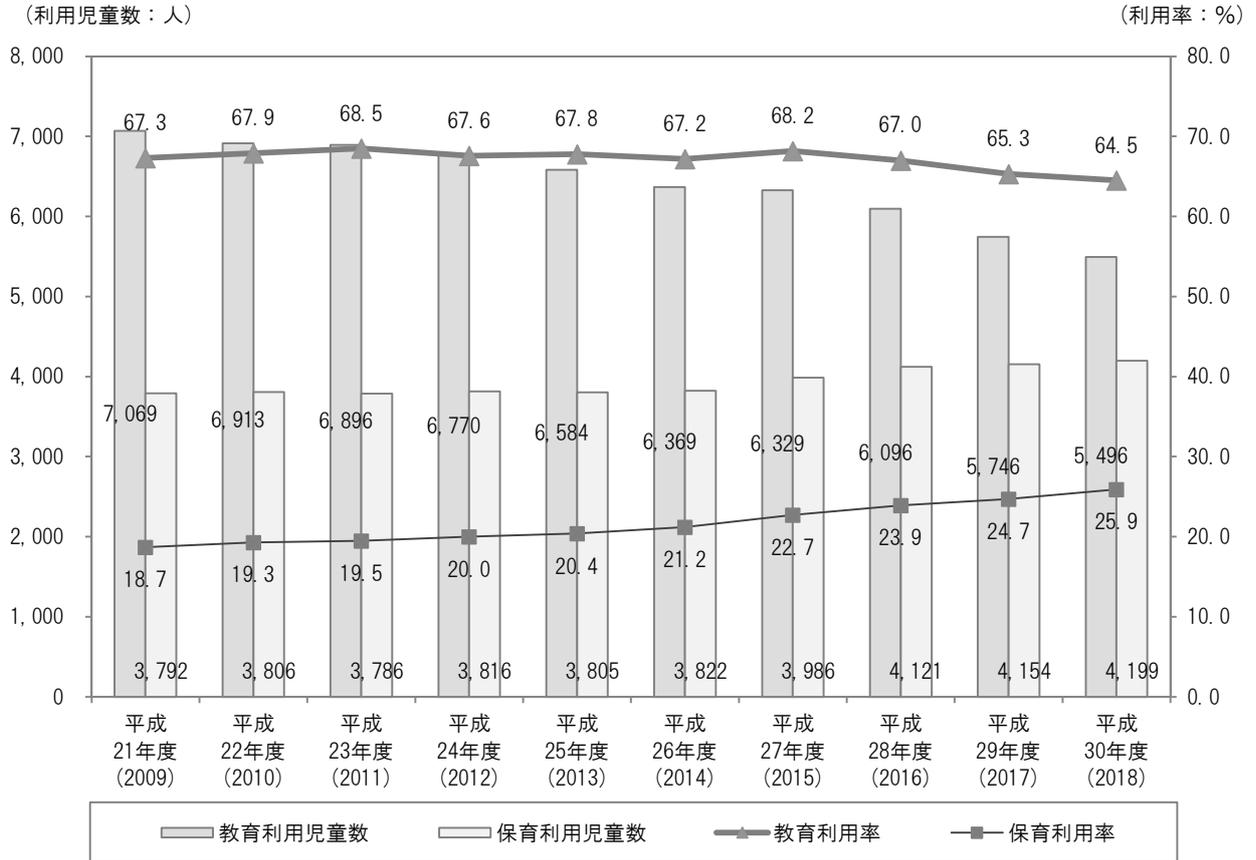
図表 2-4-2 教育・保育施設等の設置状況



③ 教育・保育施設等の利用状況

教育利用については、利用児童数は減少しているものの、利用率は60%台で推移しています。また、保育利用については、保護者の就業率の上昇に伴い、利用児童数、利用率共に大きく増加しています。

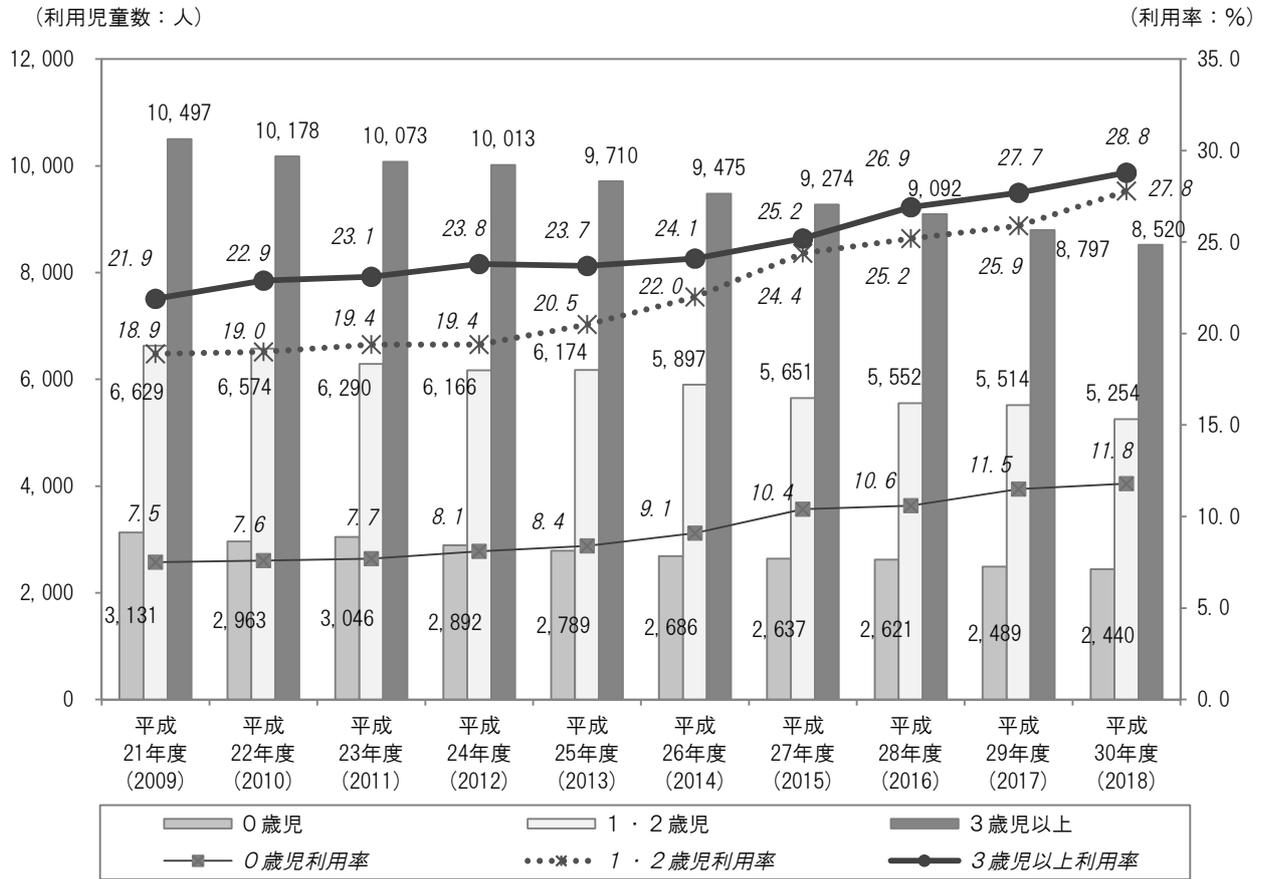
図表 2-4-3 教育・保育施設等の利用状況



④ 年齢別保育の利用状況

保育利用を年齢別に見ると、各年齢とも上昇していますが、特に1・2歳児の利用については、3歳以上の利用率に年々近づき、平成30年度では、ほぼ同等となりました。

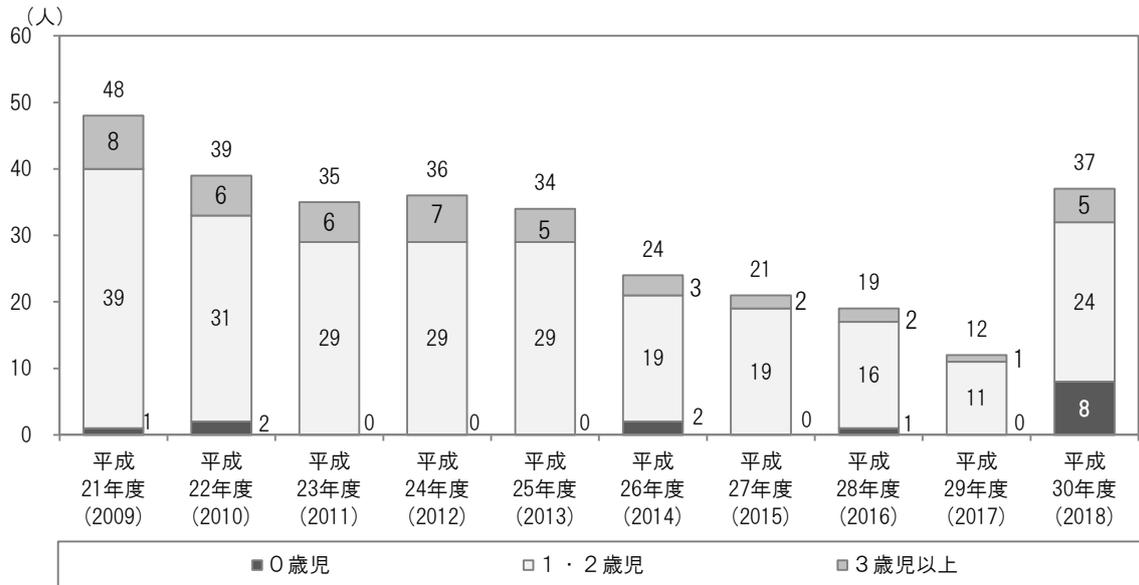
図表 2-4-4 年齢別保育の利用状況



⑤ 待機児童数の状況

待機児童数は平成 21 年度以降、減少傾向にありましたが、利用申込みの増加等により平成 30 年度に大幅に増加しました。待機児童数を年齢別に見ると、1・2 歳児が大部分を占めています。

図表 2-4-5 待機児童数の状況

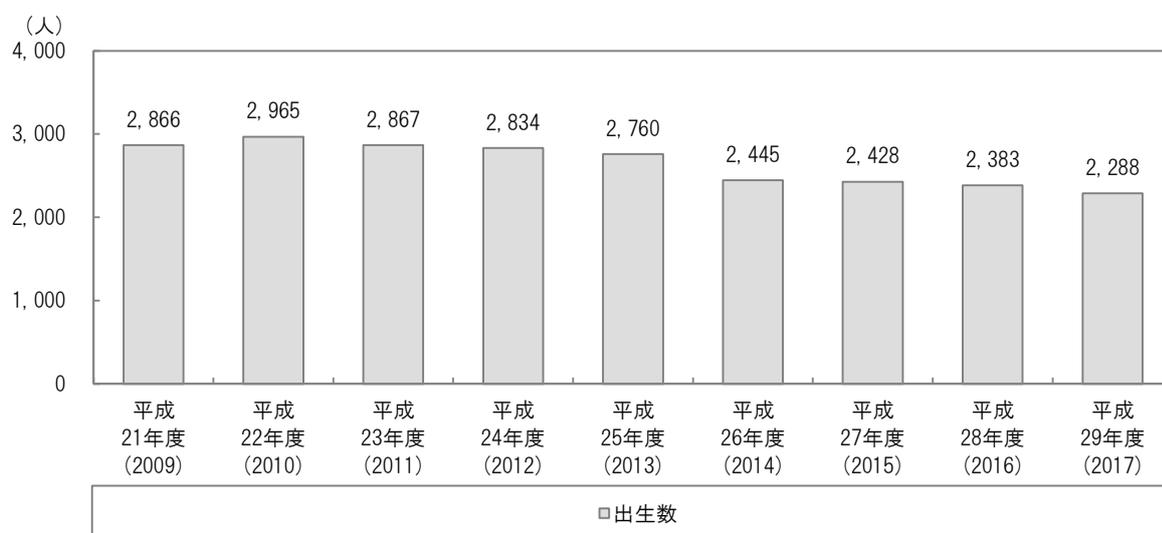


(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の訪問状況

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業は、毎年度ほぼ全ての家庭への訪問を行っており、養育環境の把握は全て行っています。

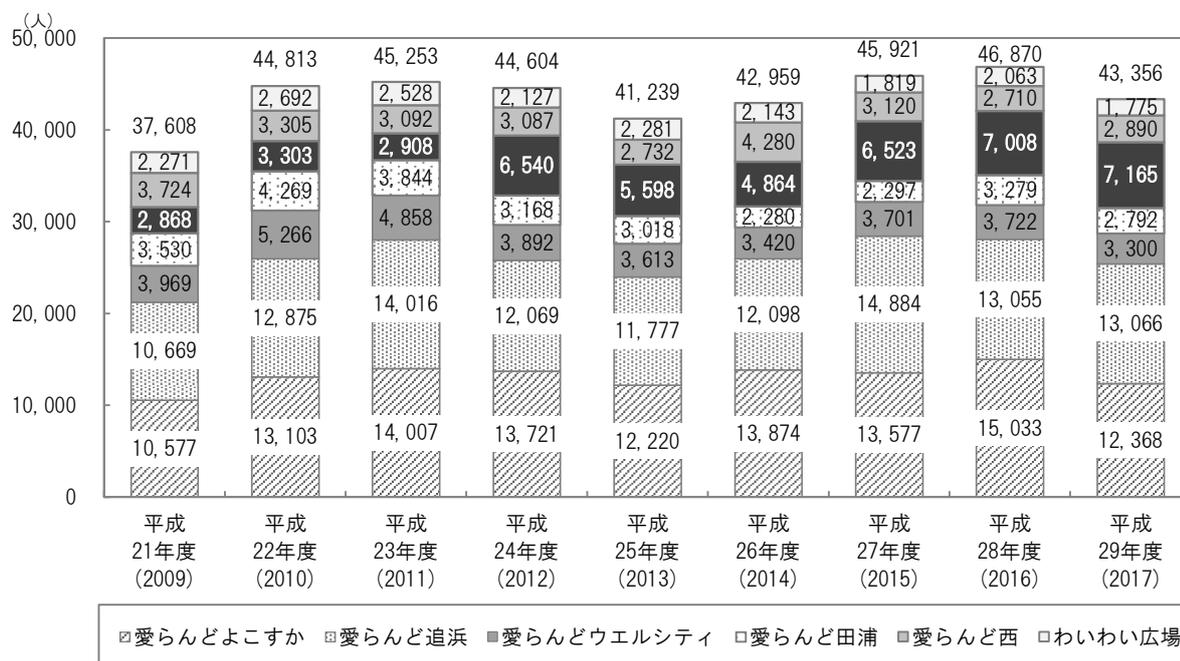
図表 2-4-6 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の訪問状況



② 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況

愛らんど事業の利用実績は、年間延 40,000 人台で推移しています。特に子育てアドバイザーを配置している、愛らんどよこすか、愛らんど追浜の利用が多く、全体の 50～60%を占めています。なお、平成 30 年 7 月から愛らんどウェルシティ、愛らんど田浦、愛らんど久里浜、愛らんど西に子育てアドバイザーを配置しています。

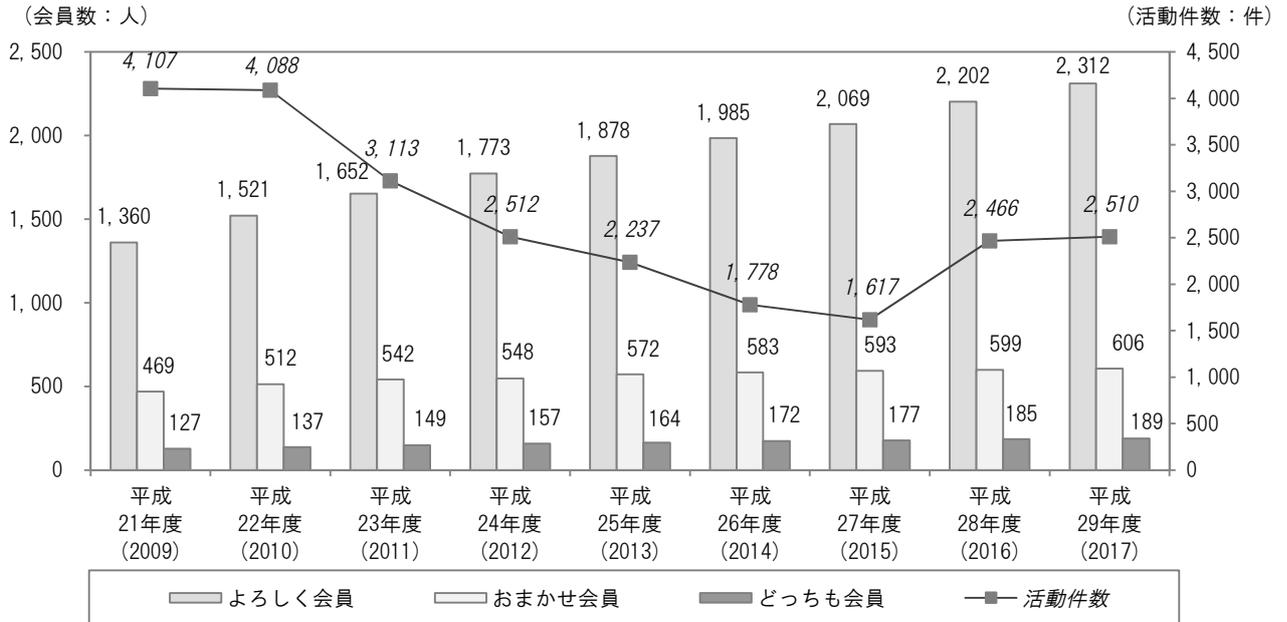
図表 2-4-7 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況



③ ファミリー・サポート・センター事業の会員数及び活動件数の状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は、お子さんを預かってほしい「よろしく会員」が大きく増加している反面、お子さんを預かってくださる「おまかせ会員」の増加が追いついていない状況となっています。また、活動件数は平成27年度まで減少傾向にありましたが、平成28年度以降大きく増加しています。

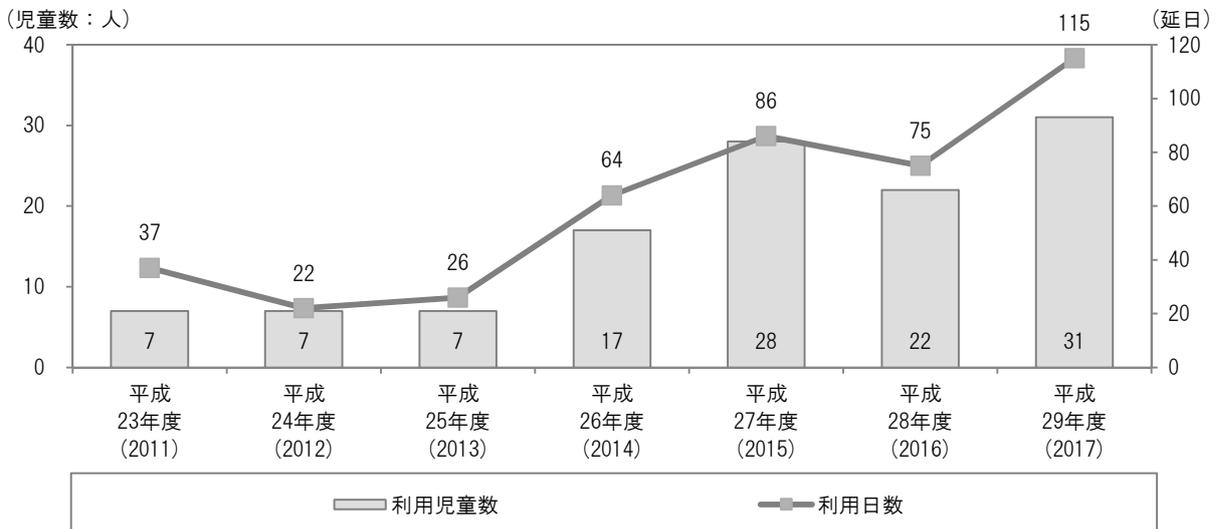
図表 2-4-8 ファミリー・サポート・センター事業の会員数及び活動件数の状況



④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況

保護者の病気や育児疲れ等により子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況は、平成26年度以降増加傾向にあります。

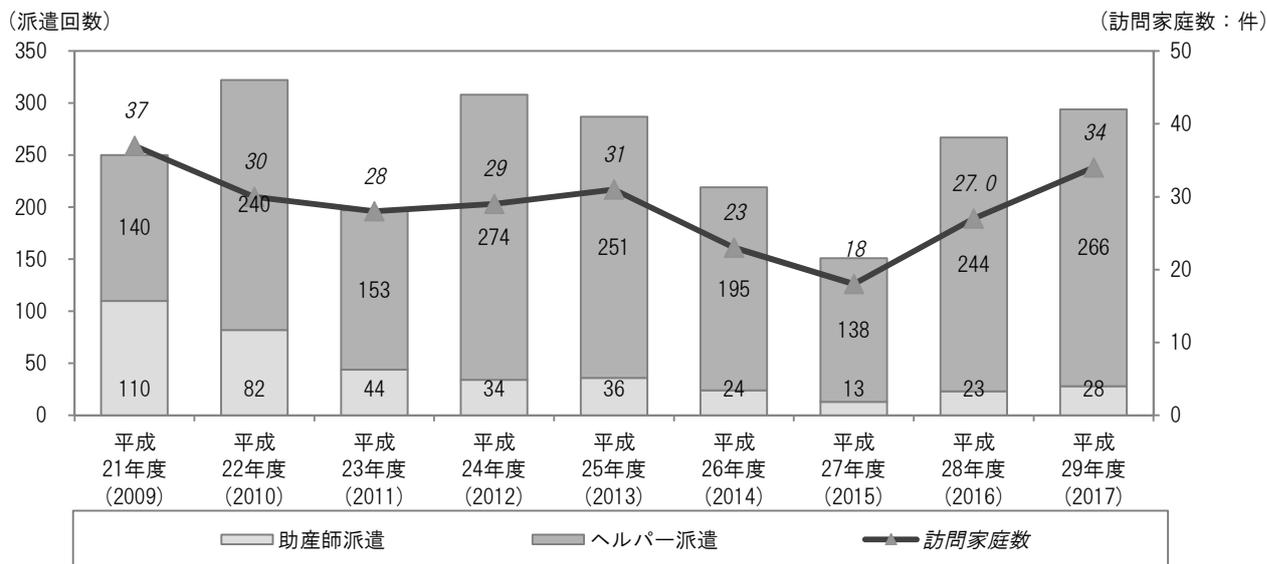
図表 2-4-9 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用状況



⑤ 育児支援家庭訪問事業の利用状況

様々な要因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、家事や育児の援助等を行う育児支援家庭訪問事業の利用実績は、年間訪問家庭数 20 件台から 30 件台で推移しています。

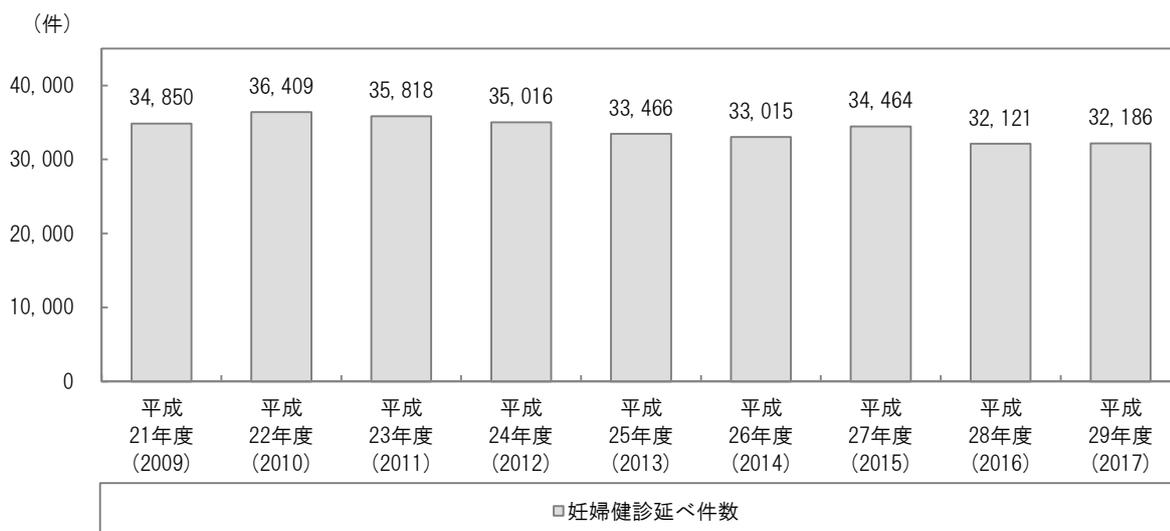
図表 2-4-10 育児支援家庭訪問事業の利用状況



⑥ 妊婦健康診査の実施状況

妊婦と子どもの健康を守るため、医療機関や助産所で行う健康診査費用の一部を助成していますが、年間延べ 30,000 件台の利用で推移しています。(妊婦 1 人当たり 16 回までの助成)

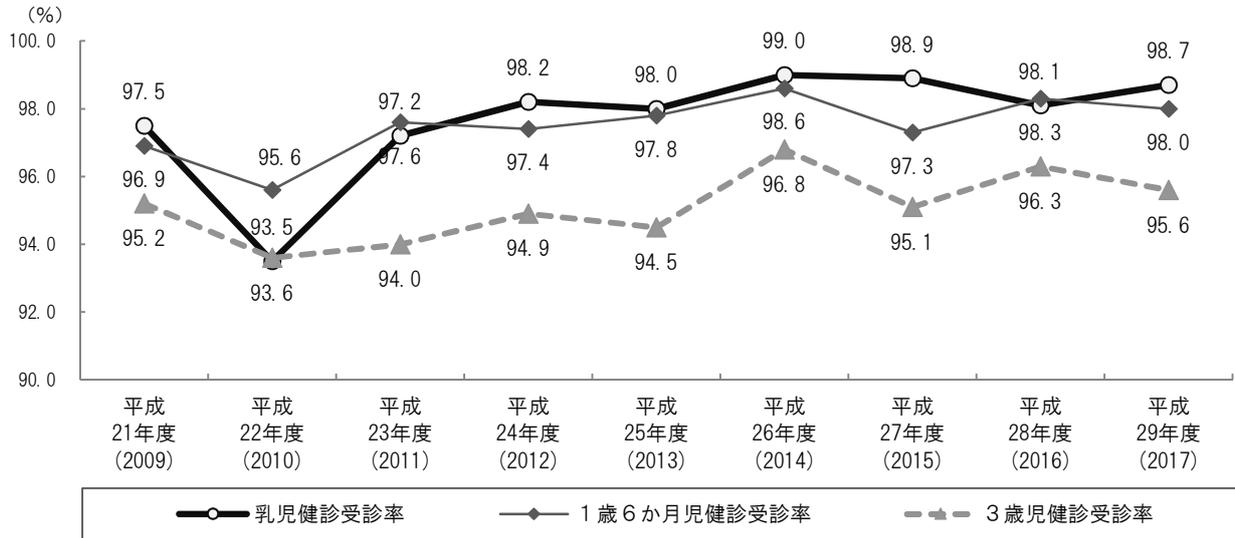
図表 2-4-11 妊婦健康診査の実施状況



⑦ 乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児の健康保持や増進を目的として乳幼児健康診査を実施していますが、未受診者の受診勧奨や、土日の健診を実施するなど、受診率の向上に努め、近年では95%を超える受診率となっています。

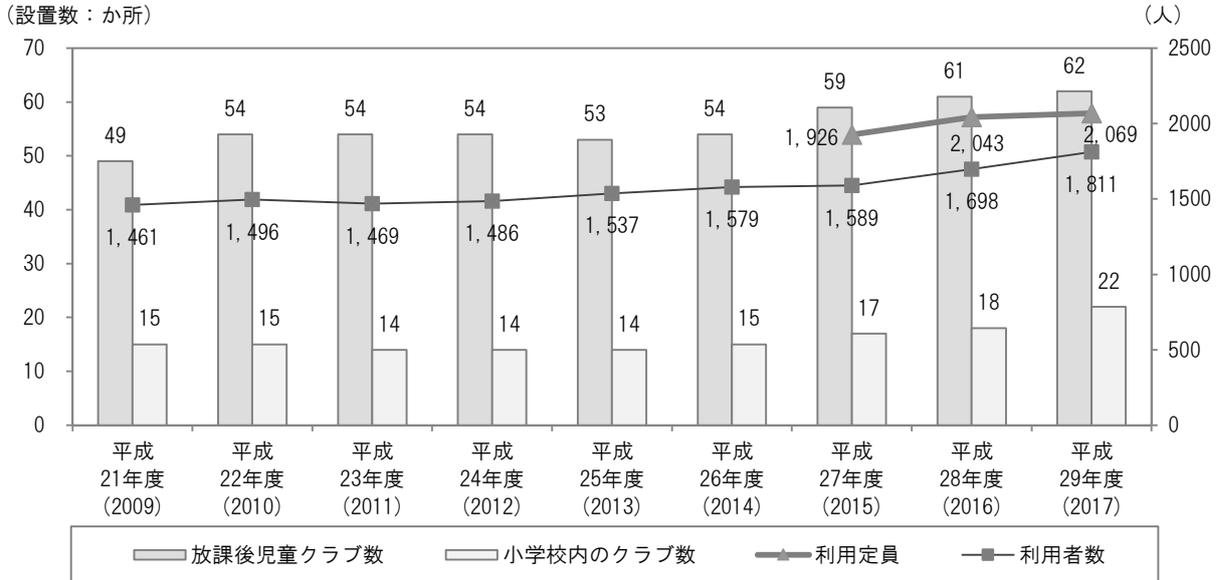
図表 2-4-12 乳幼児健康診査の受診状況



⑧ 放課後児童クラブの設置及び利用状況

放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用者数、クラブ数ともに増加しています。現行プランにおいて、小学校内で実施するクラブを10か所増することとしていますが、平成29年度では22か所（7か所増）となっています。

図表 2-4-13 放課後児童クラブの設置及び利用状況

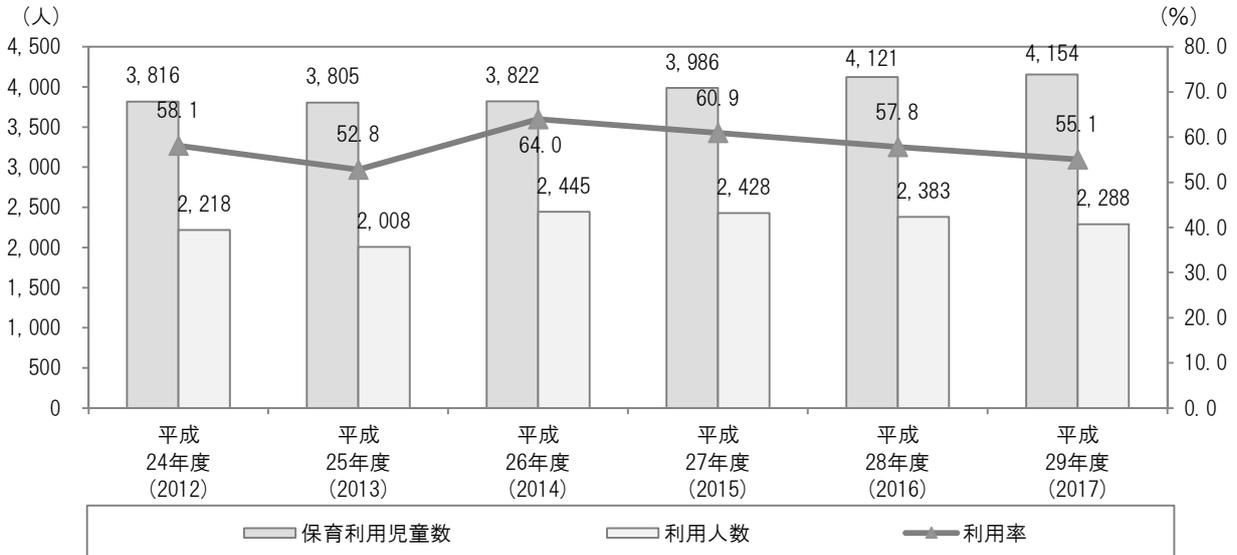


※利用定員は平成27年度から設定

⑨ 延長保育利用児童数の状況

本市の全ての教育・保育施設等では、延長保育事業を実施しています。各年度2,000人～2,400人程度利用され、利用率は50～60%となっています。

図表 2-4-14 延長保育利用児童数の状況

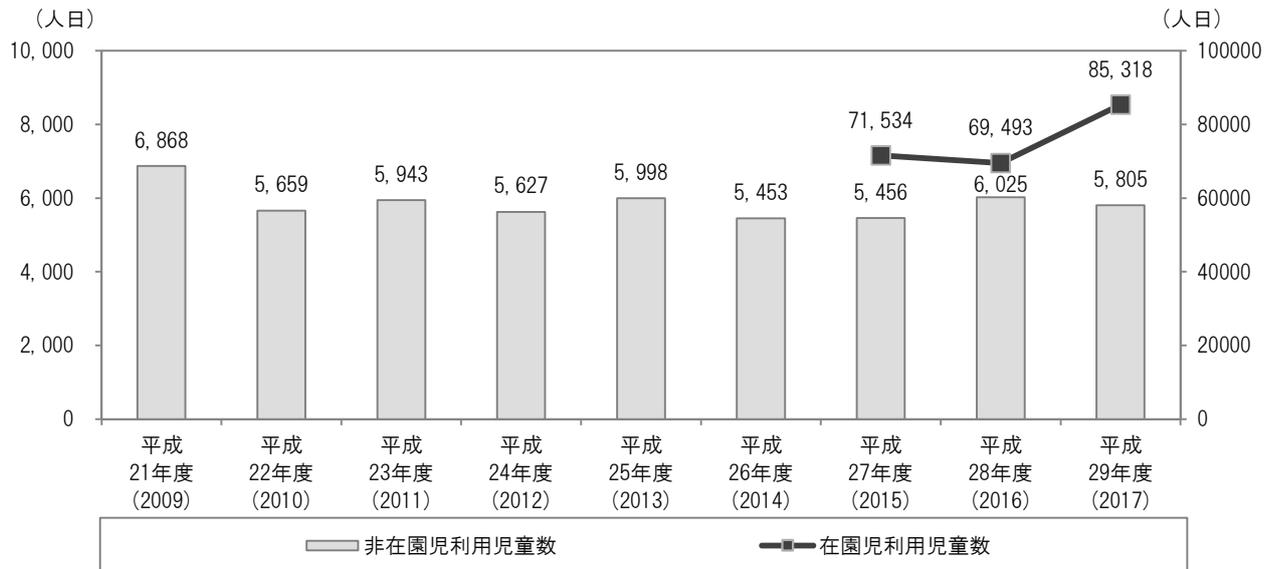


※延長保育利用児童数は年間を通じての利用児童数
 保育利用児童数は各年度4月1日時点での利用児童数

⑩ 一時預かり事業、預かり保育事業の利用状況

一時預かり事業のうち、非在園児の利用は、市内に8か所の保育所や認定こども園で事業を実施し、年間で延5,000人から6,000人で推移しています。また、在園児の利用では、平成27年度から教育利用の前後に利用する一時預かり事業（幼稚園型）が制度化され、平成29年度は預かり保育事業と合わせて延85,318人の利用がありました。

図表 2-4-15 一時預かり事業、預かり保育事業の利用状況

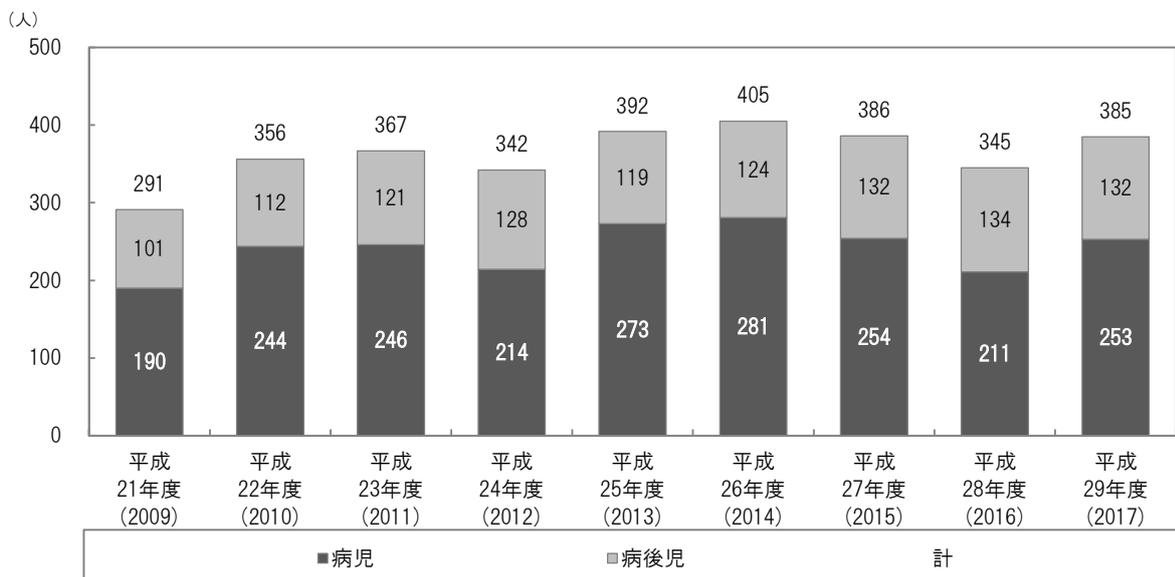


※非在園児利用児童数は、一時預かり事業（一般型）の数値
 在園児利用児童数は、預かり保育事業と一時預かり事業（幼稚園型）の合計数値
 （一時預かり事業（幼稚園型）は平成27年度から実施）

⑪ 病児・病後児保育センターの利用状況

病児・病後児保育センターの利用状況は、年度で多寡はあるものの年間延300人から400人程度で推移しています。

図表 2-4-16 病児・病後児保育センターの利用状況



第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性

1 子ども・子育て支援を進める上での基本的な視点

(視点1 少子化、人口減少を改善、解消するため視点)

本市は、自然環境に恵まれたまちですが、首都圏に位置している都市の中では、高齢化のスピードが速く、早くから人口減少が表面化しています。

これまで、その解消に向けた様々な取組みを進めていますが、依然として少子高齢化を伴う人口減少が進み、今後もその傾向が続くことが予想されます。

少子化が進んでいる背景には、未婚化や晩婚化の進行等結婚に対する考え方、経済的な事情、ライフスタイルの多様化など様々な理由があげられます。

また、少子化に伴って子どもが集団で育つ環境が少なく、保護者自身も多くの子ども達の中で育つ環境ではない場合が多くなり、家庭や地域において、子どもが育つ環境と育てる環境が孤立する傾向があると考えられます。

本プランにおいては、これまで以上に安全で安心した子ども・子育て支援環境を整え、子育て世代やこれから子育てをする世代から、横須賀に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を進めます。

この少子化、人口減少対策については、全ての子ども・子育て支援の根幹であることから、全ての視点に共通する重要な考え方であり、現状のニーズを汲み取るだけでなく、今後の望まれるニーズについても、積極的に取り入れます。

(視点2 仕事と子育ての両立をかなえるための視点)

様々な統計や本市で実施した調査などから共働き家庭が増加している現状がわかりますが、国等では今後さらに女性の就業率が高まっていくと予想しており、本市においても、子育て家庭が、仕事と子育てが両立できる環境をさらに整える必要があります。

これまで、仕事と子育ての両立支援として、国が進める育児休業制度の充実や、本市においては(第1期プランにおいて)、保育所等や放課後児童クラブの充実を進めてまいりましたが、依然として十分な内容を満たしているとは言えません。

平成29年8月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、保育の受け皿確保等を進め、労働力を確保し一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環のメカニズムが示され、さらに平成29年6月には女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿確保を整備する「子育て安心プラン」や、「新放課後子ども総合プラン」が平成30年9月に公表されました。

本プランにおいても、現在の就労状況に対応するだけでなく、潜在的なニーズを汲み取り、これまでの取組みをさらに進め、待機児童の解消や小1の壁を解消できるような施策を進めます。

また、母親の就業率が高まる中、子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会などでの理解も十分に進んでいない状況から、子育てに関して母親が孤立するなどし、ストレスを感じている場合が少なくありません。

仕事と子育てが両立できるまちの実現には、保育所や放課後児童クラブなどの充実のほか、家庭、職場、教育・保育施設、地域など、子ども・子育て支援に関わる全ての方々の理解のもと、母親の負担感や孤立感を和らげられるような施策を進めます。

(視点3 子育てに対する不安や負担の軽減等子育てを楽しく思えるような視点)

ひとり親世帯の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等様々な理由から、子どもや青少年が祖父母や地域の住民など多くの人と直接関わりながら育ち、成長すること難しい状況となっています。

また、子育てをしている親の世代においても、少子化が進む過程で育ち、兄弟姉妹の数が少なく自身の子どもができるまで、子どもと触れ合う経験が少ないまま親となり、子育てに戸惑いを感じる場合があります。

さらに、幼稚園や保育所等に未就園の子どもを持つ家庭では、父母のどちらかが子育ての時間がありながらも、日常的に協力してもらえる親族や相談できる場所の確保が難しく、子育てが不安や負担に感じる場合が多くなる傾向にあります。

本来子育ては子どもの成長を感じ、その成長を楽しみながら行っていくものではありますが、不安や負担、孤立を感じながらの子育てでは、子育て家庭全体が沈滞しがちになり、将来的に社会全体に影響を及ぼします。

そのため、子育て中の親が気軽に集えるような場の提供づくりや、子育てに対して悩みを抱えている親の相談体制を充実するなど、様々な場面で子育てに対する不安や負担を少しでも取り除く必要があります。

また、子育てに関しては家庭や地域での支え合いが第一に必要ではありますが、近年では幼稚園や保育所、認定こども園等への期待が高まっているとともに、妊娠期、出産期、子育て期といった一連の子育ての中で、きめ細やかな支援も求められています。

本プランでは家庭、地域、教育・保育施設等、学校、行政機関等子育てに携わる人たちが、子どもや子育て家庭に関わりを持ち、子どもの育ちを見守ることができる支援体制の充実を図り、親が楽しく充実感を持ちながら子育てに向き合える環境づくりを進め、次に親になる世代に対しても子育てが楽しいと思われる施策を進めます。

(視点4 多様な子育てニーズに対応する視点)

18歳未満の子どもを持つ家庭は約34,000世帯(平成27年時点)で、その家庭の状況は様々であるため、求められているニーズも様々です。

平成30年度に実施したアンケート調査では「子育てにとってどのような支援が必要か」の質問に対し、地域における仕事と家庭生活の両立支援、地域における子育て支援の充実、保育サービスの充実、小学校の放課後等の居場所の充実について多くの回答を得ていますが、その他の質問などから、子どもや親の交流の場や、一時預かり、子育てに対する経済的な支援などにも多くのニーズがあると捉えることができます。

このように子ども・子育て支援のニーズに関しては、子どもや保護者の年齢、就業状況、家族構成など様々ではありますが、本プランではアンケート調査等から現在のニーズだけでなく潜在的なニーズを汲み取り、利用者に寄り添った施策を進めます。

また、子育てニーズに対応した施策を進めるにあたり、施策の周知が十分でないために施策が知られていなかったり、施策への理解が不十分なために、利用に対する不安から施策が利用されていない場合も見受けられるため、施策の周知についても、積極的に進めます。

(視点5 特に支援を必要とする子どもやその家庭への視点)

児童福祉法では、全ての子どもが適切に養育され、その生活が保障されながら心身の健やかな成長及び発達や自立が図られる権利を有しています。

本プランでは障害、疾病、虐待、貧困等により子どもが健やかに成長できる環境を確保できない場合において、それぞれの状況に応じた支援を進めます。

① 児童虐待防止対策

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増え、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、昭和22年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規定が見直され、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益が優先されること」、「より家庭に近い環境での養育が優先されること」が明記されました。このことを受け、本プランでは、関係機関等との連携を強化し、これまで以上に児童虐待の早期発見に努めるとともに、社会的養護が必要な子どもについても、できる限り家庭的な養育環境での支援を進めます。

また、児童虐待の発生そのものを予防できるような取り組みについても積極的に進めます。

② 子どもの貧困対策

国が平成28年国民生活基礎調査をもとに発表した子どもの貧困率が13.9%とされ、前回の平成25年の16.3%に比べ改善したものの依然として7人に1人の子どもが経済的に困窮しているといわれています。

本市においても、平成30年に子どもの生活等に関する実態調査を実施し、概ね国の貧困線以下に相当すると考えられる世帯は小学5年生で9.0%、中学2年生で7.4%程度という結果になり、その世帯においては、健康や食事、家庭生活等様々な場面で苦しい状況が伺えます。

この状況は子ども達に責任があるものではなく、経済的に困窮しているために教育の機会が失われたり、健康が損なわれることはあってはなりません。

そのため、本プランでは、今回の調査結果等を踏まえ、必要な支援を進めます。

③ 障害児施策の推進

発達遅れや障害のある子ども、医療的なケアが必要な子どもが増えている中で、本プランでは、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に成長できるよう、社会全体で支え合えるような環境づくりを進めます。

また、病気や障害等の早期発見・早期治療・療育の取り組みを行い、子どものライフステージに沿って関係機関が連携した支援を進めます。

④ ひとり親家庭の自立支援

本市のひとり親家庭の割合は、国と同様に増加傾向にあります。国の数値に比べ高い現状にあります。

ひとり親家庭では、経済面はもとより健康面などでも不安を抱えながら子育てをしている場合が多くあり、子どもだけでなく保護者への支援も重要となります。

本プランでは、ひとり親家庭が十分な子育てができるような支援を行うとともに、子育てをしながら自立できるような支援を進めます。

(視点6 子どもや青少年が健やかに成長するための視点)

子どもが成長するに際して、特に青少年の場合には、青少年自身が多感な時期であり、生活範囲が広くなることから、自身の勉強や将来、クラブ活動、友達等特有の悩みがあり、また様々な危険から身を守る力が十分でないため、外部要因の影響を受けやすい危うさがあります。

一方で、青少年期における経験は、人格の形成に大きな影響を及ぼし、年齢や境遇を異にする人との交流は、自らの視野を広げ人間性豊かな成長につながります。

また、地域での見守りや適切な相談者の存在は、身近に潜む危険から子どもを守り、不安の解消と健全な成長を支えます。

本プランでは、子どもや青少年が将来に希望を持ち、自身でたくましく健やかに育つ力を持てるような環境づくりを進めます。